

国土交通省独立行政法人評価委員会

第13回港湾空港技術研究所分科会

平成18年6月15日（木）

【丸山課長補佐】 それでは、定刻でございますので、ただいまより国土交通省独立行政法人評価委員会第13回港湾空港技術研究所分科会を開催させていただきます。

本日は、雨の中、委員の皆様方におかれましてはお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私、本日の進行役を務めさせていただきます、国土交通省港湾局建設課の丸山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

分科会の委員につきましては7名でございますけれども、本日、5名の先生方のご出席をいただいております。ここで過半数を超えておりますので、評価委員会の委員会令第7条の規定によります定足数を満たしておりますことを、まずもってご報告を申し上げます。

また、本日の会議につきましては、同じく運営規則に則りまして公開の扱いとなっておりますので、よろしく願いいたします。

議事録につきましてはですが、これまで議事概要を分科会終了後、数日中に公表をさせていただいております。また、議事録につきましては、一度、先生方にチェックをいただいた後に、速やかに公表をすることにさせていただいております。今回も同じ手順で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に積ませていただいておりますけれども、議事次第、委員名簿、配席図がございます。それから、配付資料の一覧をつけてございますけれども、資料1-1から1-8といたしまして、17年度の評価及び中期目標の評価の進め方についてということで、評価関係の資料を8種類用意させていただいております。

また、資料2-1から2-3といたしまして、17年度及び中期目標期間の業務実績の概要ということをお配りをさせていただいております。

さらに、資料3-1から3-3といたしまして、役員給与規程の一部変更についてということをお配りさせていただいております。

さらに、最後に資料4-1、4-2という形で、財務諸表についてということをお配りをさせていただいております。

それから、本日の説明に使用しますパワーポイント等の資料を2種類用意をさせていただいてございます。よろしゅうございますでしょうか。もし足りないもの等ございましたら、お申しつけいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

これらの資料につきましては、すべて公表の扱いとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、初めに、国土交通省港湾局建設課長の山縣よりごあいさつを申し上げます。

【山縣建設課長】 ただいまご紹介いただきました、建設課長の山縣でございます。前任の小原課長の後を受けまして、この4月から就任しております。どうぞよろしくお願いたします。

この分科会ですけれども、例年ですと2回ということなのですが、去年は5回ということで、毎年の実績の評価に加えまして、第2期目の中期目標、中期計画の策定について、皆さんにいろいろご審議いただいたということでございます。

最近の動きといたしまして、独法の統合とか、あるいは非公務員化といった内容の新しい法律ができて、ちょっと長いのですが、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律という法律が成立いたしました。この独法港空研につきましても、4月から新たな港空研ということでスタートしたということでございます。また、ご審議いただきました第2期の中期計画の初年度ということでございます。

今申しましたとおり、非公務員化という形になったわけですが、私たちの省の責務でございます、国際競争力を確保するよういろいろなこと、あるいは、地震とか津波とか、国民の生命あるいは財産を守ること、こういったことに対する技術的な支援が、この港湾空港技術研究所の使命、役割ということでございます。この役割、機能は、今後とも重要だろうと思っているところでございます。

この2期目につきましても、非公務員化というメリットを最大限生かしつつ、今言ったような役割をこの研究所で果たしていただきたい、こういうふうに期待しているところでございます。

きょうの内容ですけれども、今年度は、17年度の実績についての評価に加えまして、第1期目の5カ年の中期目標期間の総括をしていただくというミッションと言いますか内容がございます。きょうは、その第1回ということで、評価の方法、あるいは業務実績の概要を後ほど説明させていただきます。次回、7月31日ですけれども、このときに実際の評価をしていただくという段取りになってございます。きょうは第1回目ですけれども、

どうぞ忌憚のないご意見をよろしくお願いいたしたいと思います。簡単ではございますけれども、どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

【丸山課長補佐】 ありがとうございます。

続きまして、独立行政法人港湾空港技術研究所の小和田理事長よりごあいさつをちょうだいいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【小和田理事長】 本日は、遠路、研究所までお越しいただきまして、まことにありがとうございます。また、この4月に第2期中期目標期間が始まりましてから初めての分科会ということでございますので、皆様には改めて、今後5年間とでも申しますか、引き続きご指導を、どうぞよろしくお願いいたします。

第2期に入りましてから2カ月半ばかりが経過いたしまして、先ほど、建設課長のごあいさつにもありましたけれども、この2月から3月にかけて皆様方にご審議をいただきましたうえ決定されました新しい中期目標、中期計画に沿って、まずは順調に研究所の業務が滑り出しをしていると申し上げてよろしいかと思えます。

その中で、通常の業務に加えまして、この時期というのは恒例の前年度の、今回でありますと17年度の業務実績報告書の作成、これに加えまして、5年に1回だけ訪れます5年間の業務実績を取りまとめる、事業報告書と言っているようでございますが、その取りまとめの最後の追い込みをやっています。

本日の分科会におきましては、私ども研究所側からは最近の研究事例のご紹介などをはじめとします近況のご報告、それから、ただいま触れましたけれども、17年度及び第1期5年間の業務実績の概要についてご説明を申し上げる予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【丸山課長補佐】 ありがとうございました。

それでは、以降の議事の進行につきましては、分科会長にお願いしたいと思えます。

岩田先生、どうぞよろしくお願いいたします。

【岩田分科会長】 それでは、簡単にごあいさつさせていただきます。

本日はご多忙のところ、委員の先生方には大変お忙しいところご参集いただきまして、ほんとうにどうもありがとうございました。

今お話ございましたように、第1期のまとめ、それから、新しい第2期中期目標のスタートということで、引き続き委員の先生方から、それぞれのお立場から、ご忌憚のないご意見を賜り、この評価の中に反映をしていきたいと思っていますので、ぜひよろしくお

願いたいと思います。

あとは座って司会をさせていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。まず最初に、港湾空港技術研究所より、最近の状況及び研究事例を紹介させていただきます。その次に、平成17年度業務実績評価、及び第1期中期目標の進め方と業務実績の概要を説明していただくということでございます。それで、最後に、議事次第に書いてございますように審議になりますけれども、1つは、役員給与規程の一部変更について、国土交通大臣に対する意見を取りまとめるということ。もう一つは、平成17年度の財務諸表に関して、国土交通大臣に対する意見を取りまとめるという2つの審議事項がございます。

この議事の順番に従いましてこれからご説明いただき、先生方のご意見を賜りたいと思います。

それでは、港湾空港技術研究所のほうからご説明いただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【佐原統括研究官】 それでは、私、この4月から統括研究官に、本省の港湾局環境技術課からこちらにまいりました佐原と申しますが、この4月から統括研究官をさせていただいております。私のほうから、港湾空港技術研究所の最近の状況についてということで、①から④の4課題に絞って、ご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、まず、「平成18年度計画について」ということですが、その中の「業務運営の効率化のために」についてお話しをさせていただきたいと思います。業務運営の効率化の中で、まず最初に、「戦略的な研究所運営の推進」ということで、中期計画に掲げられております。この項目につきましては、第1期中期計画にはなくて、第2期で初めて登場した計画でございます。この計画につきましては、私ども、中期目標の戦略的な研究所運営ということに対しまして、18年度計画では、下のほうにございますような、「経営戦略会議、評議員会等での議論を踏まえた基本方針を明確化」、それから、「行政機関、外部有識者との情報交換、人事交流等による連携の推進」、「研究企画能力向上のための研究関連情報の収集・分析の実施」、「役員と研究職員の意見交換会」を1回開催いたしまして、十分な意見交換を行って、研究実施に有用な研究環境の整備に努力する、このようなことを18年度では実施してまいりたいと考えております。

続きまして、効率的な研究体制の整備という項目についてでございます。これは第1期にもありました内容でございますが、第2期中期目標におきましても、「不断の検討・点

検による効率的な研究体制の整備」を続けようではないか、このように考え、目標が掲げられてございます。私ども中期計画におきましては、18年度計画といたしましては、高度化・多様化する研究ニーズに適切に対応しました研究実施の組織を編成してございます。これは昨年来ずっと続いてきた継続的なものに沿ってございますが、その中でも、必要において経営戦略会議を開催しまして、基本的な組織の枠組みを超えたフレキシブルな研究体制の編成についても検討し、順次体制を組んでいく、このように計画してございます。基本的な組織というのは、この図に示されたようなものでございます。この図は後ほど何度か登場いたしますので、ここではこの程度にさせていただきます。

それから、3点目の業務運営の効率化でございますが、これは管理業務の高度化、非公務員化への対応という項目でございます。一般管理費の6%抑制、業務経費の2%抑制という、中期目標、中期計画でございます。それから、非公務員化の利点を生かした業務運営をしていこう、この2点でございます。非公務員化の項目につきましては、もちろん第1期にはございませんで、第2期で初めて登場した項目でございます。これにつきましては、18年度計画におきまして、契約・経理等の事務の簡素化・電子化、提携業務につきましては、外部委託等について、業務改善委員会等で検討いたしまして、実施をしてまいりたい、このように考えてございます。

その結果といたしまして、一般管理費、業務経費は、平成17年度の実績程度以下を目指してまいりたいと考えてございます。

非公務員化の利点を生かしたという点につきましては、一番下でございます、裁量労働制の導入等、勤務体制の見直しを必要において実施と、このようになってございますが、実際、裁量労働制につきましては、この4月中旬から私どもの研究所で取り入れさせていただいてございます。

また最初のテーマに戻りますが、質の高い研究成果の創出のためにという切り口で、以下のようなことを計画してまいりたいと考えてございます。まず、質の高い研究成果の創出のためにということで、研究の重点的实施を図ってまいりたいという項目でございます。中期目標におきましては、ここにあります①から③の、「安心して暮らせる国土の形成に資する研究分野」、「快適な国土の形成に資する研究分野」、「活力ある社会・経済の実現に資する研究分野」ということで、安心、快適、活力の3つの言葉をキーワードとした研究分野を重点的に研究してまいり、このように目標が掲げられておりまして、中期計画の中で、この3つの研究分野につきましては、それぞれ3ないし4項目の研究テーマが設定されてご

ざいまして、あわせて11研究テーマが重点的な分野として設定されています。

これらの研究テーマの中で、特に、さらに重要性、緊急性の高い研究テーマを重点研究課題といたしまして、全研究費に対する配分率60%以上としましょうと。また、その中で、さらに特に緊急に実施すべき研究は、特別研究と位置づけまして、それに人員・資金を重点的に投入していこう、こういうふうになってございます。

それに対しまして、私ども18年度計画では、このように設定させていただきました。重点研究課題を9課題設定いたしました。その9課題に対しまして、研究費の配分比率を60%程度以上にしていこう、このように計画を立ててございます。研究課題は、①大規模海溝型地震に起因する津波以下、ここにお示ししました9点でございます。

また、先ほどありました特別研究につきましては、さらに特に緊急に実施すべきものとして、7課題を設定させていただいてございます。「断面変化予測シミュレーションモデルの開発」、「構造物に作用する津波力に関する模型実験と数値計算」、「三次元モデルを使用した次世代津波被害シミュレーション」、「津波による大型物体の漂流に関する数値モデルの開発」、「データ同化手法によるリアルタイム津波予測手法の開発」、「海域施設のライフサイクルマネジメントのための確率論的手法に基づく劣化予測システムの開発」、「海底堆積物の移動機構の解明」、以上の7点でございます。

これらの研究が重点的に進められることによって、研究の成果が大いに上がっていくものと期待しているところでございます。

それから、質の高い研究成果の創出のためという切り口の、2つ目の切り口につきましては、まず、基礎研究の重視、萌芽的研究の重視、そして外部資金の導入の推進、それから、国の内外との研究機関・研究者との交流・連携の推進、適切な研究評価の実施と評価結果の公表、こういう目標が掲げられてございます。

基礎研究の重視というのは、個別で取り上げられたものとしては、第1期の目標にはございませんで、第2期で初めて登場したものでございますが、第1期のときは重点研究領域の中で、原理・現象の解明とか、そういったことがございましたので、そちらのほうの一部がこちらにきちっとうたわれた、このように考えたらよろしいかと思えます。

それにつきまして、中期計画のほうで、幾つか数値目標が掲げられております。基礎研究費の配分比率が25%程度以上等のことが掲げられておりまして、これに対しまして、私ども、18年度計画におきまして、以下のように計画を立ててございます。

基礎研究の研究費は、中期計画にございますように、25%以上の配分比率をもって臨

もう。特定萌芽的研究というのを、萌芽的研究の中で位置づけまして、それについて特別な手当をしていこう。これにつきましては、ここにございます5件を特定萌芽的研究として位置づけて、今年度実施することを考えてございます。それから、外部資金の獲得に向けては、今後、より一層の推進を進めるために、研究者への情報の周知のための所内アドバイザー制度の活用、そして、外部の有識者によって講習会をしていただく、このようなことを進めてまいりたいと思っています。産学官連携による共同研究につきましては、60件程度という数値目標を掲げてございます。国際会議への積極的な参加とか、国の内外の研究者との交流につきましては、一層進めてまいりたいと考えているところでございまして、特に国の外で実施されます国際会議におきましては、60件程度という数値目標をもって研究発表を実施してまいりたいと考えてございます。研究の評価等につきましては、「3層3段階の研究評価制度」を今年も引き続き実施してまいりたいと考えてございます。そして、その評価のプロセス、評価結果等につきましては、インターネット等を通じて対外的に公表してまいりたいと考えております。

大きな3点目の、研究成果の普及・活用のためにという項目につきまして、ご説明をさせていただきます。研究成果の普及・活用のためにということで、中期目標には、研究成果の公表、知的財産権の積極的な取得・活用、民間への技術移転や高等教育機関への支援の推進、国際的な技術協力の推進、それから、政府の掲げますものに対する行政的な支援とか、特に災害時の技術支援等の要請への適切な対応、こういった項目が目標として掲げられてございまして、幾つかの項目につきましては、具体的な数値目標が中期計画に定められているところでございます。

この目標・計画を達成するための18年度の計画といたしまして、非常にたくさん文字が書かれていますが、ここにございますような数値目標も含めました計画を立ててございます。研究成果の公表等につきましては、港湾空港技術研究所報告、または、港湾空港技術研究所資料というものにつきまして、年4回の発行時期を設けまして刊行してまいりたいと思っておりますし、その内容につきましては、ホームページを通じまして公表もしていきたいと思っております。

査読付論文数につきましては、125編程度を目標としております。うち70編程度は英語等の外国語によるものと考えてございます。

例年好評を得ております施設の一般公開につきましても2回実施、延べ1,040人という数字を目標値として掲げてございます。

特許出願につきましては10件程度考えてございますし、特許出願を進めるために顧問弁理士の研修や相談というコーナーを設けてまいりたいと思っております。特許というのは、とっているだけでは仕方ありませんので、特許の有効活用につきましても、ホームページに情報を掲載したり、いろいろなところでプレゼンをさせていただいたりして、活用の推進を図ってまいりたい、このように思っております。

その他、いろいろやっておるものが、ここに書いてございます、具体的な数値が示されていますものとしては、実習生、研修生につきましては60人程度の受け入れを考えていますし、最後のところでございますが、災害時の技術指導を適切に行うための予行演習もぜひやると考えておるものでございます。

続きまして、最後の項目になりますが、人材の確保・育成とか、施設整備につきまして、ご説明させていただきます。最後のところでございますが、人材の確保・育成につきましては、「非公務員化に配慮しつつ、多様な方策によって、優秀な人材を確保していく」、「研究者評価や競争的環境の熟成を通じまして、人材の育成をしていく」、こういうことを掲げてございます。施設整備等に関しましては、「業務を確実に遂行するために、研究施設を計画的に整備していく」、「研究施設の機能補助のためには、研究施設を適切に維持・補修していく」ということがございますし、最後の目標といたしましては、こういった業務運営の効率化の全体を通じまして、国家公務員に準じた人件費の削減をしてみたいということが中期目標で掲げられてございまして、中期計画でもそのための手段が講じられています。

中期計画の中で、特に具体的な数値目標といたしまして、人件費につきまして、17年度予算額から5%以上削減という数字が上がってございます。これにつきまして、18年度計画でございますが、人材の確保・育成につきましては、フレックス制や裁量労働制の導入による勤務時間の弾力化等の勤務体制の見直しということでございますが、最初にお話しいたしましたように、裁量労働制の導入につきましては、4月中旬に既に開始しているものでございます。

研究者の育成のための研究者評価システム等でございますが、研究者の評価等を適切に実施いたしまして、プラン・ドゥ・チェック・アクションのPDCAサイクルの形成に努めるとともに、研究資金の多様な競争的配分制度も利用いたしまして、研究者の育成に努めてまいりたいと思っております。

また同時に、研究者の能力向上のために、在外研究制度等の仕組みを使いました、内外のすぐれた大学の・研究機関への研究者の派遣とか、また逆に、お招きした内外のすぐれ

た研究者による講演や研究者への指導ということを推進して、研究者個々の能力の向上に努めてまいりたいと思っています。

施設整備につきましては、また後ほど個別に出てまいります。施設整備を引き続き今後5カ年も続けてまいりたいし、18年度はそのための初年度として、十分な整備をしてまいりたい、このように思っております。

最後に人事のところでございますが、人件費の第I期最終年度（平成17年度）以下への縮減ということ、それから、役職員の給与体系も含めまして、国家公務員の改革を踏まえた見直し、研究者をはじめといたします、職員の適性を反映した適切な配置につきまして、18年度計画で行ってまいりたいと考えております。

第2点目のテーマでございます。先ほどちょっとはしよらせていただきました、施設整備関係でございますが、第2期中期目標期間中におきます施設整備計画について、簡単にご紹介させていただきます。

まず、どのような施設整備を行っていくかの全容についてでございますが、ここに掲げました5つの項目につきまして、施設整備を行ってまいりたいと思っています。このうちの4番目の環境水理実験水槽につきましては、第1期中期計画の最終年度、平成17年度からの継続でございまして、18年度で完了するものでございますが、ほかのものにつきましては、第2期中期計画に入って始めるものでございます。

まず、大規模地震津波実験装置でございますが、上の図が上から見たところでございます。下の図が横から見たところでございますが、直径およそ12メートルほどの大車輪をぐるぐる回して、50Gの加速度をかけて実験するという装置でございます。下の図で見ましても、高さが5メートル以上あるものでございます。非常に大きなものをぐるぐる回して50Gかけて、地盤の地震を起こすのと同時に、津波等の波も起こして実験を一緒に行おうという装置でございまして、世界で初めての実験装置になろうかと考えてございます。これにつきましては、本年度から3カ年で整備させていただきたいと思っております。

2点目の沿岸防災実験施設でございますが、これにつきましては、現在あります平面実験水槽を、可動床化とか造波装置をつくるとか、流れを発生させてやるということで、また起きる現象につきましては、非常に精緻に観測するシステムをつくることによって、沿岸防災の実験を行っていかうというものでございますが、これにつきましては、5カ年の後半のほうでの整備になる予定でございます。

環境水理実験水槽ですが、これは前中期からの継続の実験施設でございます。長さ20

メートル、幅2メートル、高さが4.5メートルほどの実験水槽を用いまして、波があつて流れがあるところでの底泥等の境界面での動き、物理的現象について、しっかり研究をしてまいろうというための措置でございます。

それから最後に設備関係になりますが、受電施設等の更新をしてまいりたいと思っております。いろいろな電気設備、メインの受電設備につきましては、電気機器そのもので1970年代のものでございますし、建屋に関してはそれよりまた10年さかのぼるものでございまして、非常に機器が古いことと、機器は以前の安全基準等のものでございますので、開放型であつたりすることで問題がございます。それから、電源の入る受電関係につきましても、左側からの赤いライン1本でございまして、そちらの送電線が何らかの原因で断線してしまつたらそれで終わってしまう状況でございますので、二重系統化して安全性を保つことをやってまいりたいということで、研究所の安定的な研究、そして、電気設備に関します安全を向上させるための改善をしていきたいと考えてございます。

3番目でございます。GPS波浪計の今後の展開ということでございます。前期5カ年のたくさんの研究成果が上がつた中で、具体的な港湾の政策で取り入れられましたものの1つに、このGPS波浪計がございます。GPS波浪計につきましては、昨年来、予算要求化を頑張つておりまして、平成18年度、今年度から、現物の施設整備につきまして、予算化が認められているものでございます。RTK-GPSという技術を応用しまして、ブイに取りつけましたGPSのセンサーによりまして、ブイの動きをとらえるという形で、波の形をとらえるという装置でございます。ちなみにRTK-GPSの技術というのもの、実は世界で最初に、港湾空港技術研究所の前身であります港研等がかかわつて、技術の実用化にチャレンジしたものでございます。これにつきましては、平成16年4月から、実は実験1号機と言うほうがよろしいでしょうか、室戸岬沖に設置されておるものがございまして、これがいろいろな地震の小さな津波も含めて拾うことに成功しております。この技術につきましては、平成16年度の国土技術開発賞の最優秀賞をとつておりますし、17年度には、日本産業技術大賞の特別賞も授賞しているという技術でございます。

実際、どのようにこの技術が応用されるかでございますが、これにつきましては、まず、GPS波浪計で津波を観測いたします。そうしますと、その観測したデータをリアルタイムで監視センターに情報提供いたします。津波であることが判断されたならば、的確な避難情報を気象庁等の手段を通じまして、国民の方たちに提供していくというものでございまして、新システムという部分を応用しつつ、また、従来あります波浪計等もこの中に組

み込んで、データを生かしていくという形で、より広範囲の観測ができることを目指してございます。実際、このGPS波浪計は今年度から設置が始まるわけですが、日本近海は津波の巣でございます。太平洋を渡ってくるチリ津波のようなものも非常に心配されてございますので、日本の沿岸にGPS波浪計を適切に配置してまいりたいと思っております。まず18年度には、7基の整備を予定してございます。今後、三、四年間では、全国展開が完成されるようにというふうに考えているところでございますが、何分予算が厳しいので、そのとおり行くかどうかは若干心配はございますが、3年から4年の間に、およそ全国の、密度は別として、全国のいたるところで測れるようにしていきたいと考えてございます。将来的には海外への売り込み、展開も期待されるところでございます。

最後の4点目でございます、平成17年度に実施しました外部との意見交換会について、3ケースほどご紹介させていただきます。まず、関係府省との意見交換会でございますが、行政ニーズに対応した研究所運営を行うための情報交換をこのように行ってございます。国土交通省の技監、技術総括審議官、港湾局長等との意見交換を通じたもの、それから、9月に行いました、予算担当をしています財務省の主計官と、国の研究活動につきまして、研究所が担うべき役割等について指導を受けたり、意見交換を行ったもの。さらに、国土交通省の航空局、港湾局の関係課長さんたちともやっておりますし、地方整備局の関係する港湾空港部長さんや、技術関係をやっております技術調査事務所の所長さん等とも意見の交換を実施したところでございます。

それから、民間企業団体との意見交換会ということで、民間企業の要請を反映した研究所運営を行うために、民間企業4団体、日本埋立浚渫協会、日本海洋開発建設協会、日本鉄鋼連盟、港湾技術コンサルタント協会の代表者と、民間企業の要請を反映した研究所の運営のあり方について、意見交換を実施したところでございます。

最後でございますが、大学教授との意見交換会ということで、大学等の教育機関の要請を反映した研究所運営を行うためのものとしたしまして、港湾研究所時代も含めました当研究所出身の14名の大学の先生たちと、大学と研究所との間の人事交流の問題とか、研究所の連携のあり方、そして、研究所の研究活動のあり方につきまして、意見交換を実施しておるところでございます。

以上、私のほうから最初の項目についてご説明をさせていただきました。ご清聴どうもありがとうございました。

【岩田分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、今のご説明につきまして、ご質問、あるいはご意見がございましたら、どうぞお願いしたいと思います。わかりやすいご説明をいただいたと思うんですけども。

【磯部委員】 私が聞き漏らしたのかもしれませんが、特定萌芽研究というのをつくられて、特定のつかないほうもまだ残っているのでしょうか。

【小和田理事長】 特定のつかない萌芽的研究というのは、萌芽的研究を一般的に言う言葉と我々は理解しております、研究所の中の制度として公募し、採択されたものについて具体的に予算措置を講ずるということを制度的にやっていくものは特定萌芽的研究と称しております。したがって、特定のつかない萌芽的研究は、研究としてはそれぞれの研究者レベルでやっているわけですけども、制度としてちゃんとそれに予算をつけるものではないということです。

【磯部委員】 理事長をはじめとして、萌芽的研究というのが、基礎的な研究とか、あるいは研究の芽を出すという意味で、非常に長期的なスパンで考えたときに大事な項目だと思いますので、ぜひ有効に利用できるように、また、維持されるようにということを、私としてはお願いしたいと思います。

【青山委員】 わかりやすいご説明、ありがとうございます。1つ伺いたいんですが、GPSの波浪計のところで、全国展開されていかれるということですが、これは研究所の研究目的のために設置していくということでしょうか。それから、海外へ売り込みを図っていくというご説明だったんですが、要は、それは実用性のあるものとして売っていくというご趣旨でしょうか。

【佐原統括研究官】 私がちょうど前職で予算担当しておりましたので、一番適役だと思いますので、ご説明いたします。GPS波浪計につきましては、研究開発段階をほぼ終えており、もちろん、今後もより深く研究を進めるということは残っているんですが、現時点で、津波をはかって、国民の方たちに安心・安全のための情報を提供するところの能力につきましては見通しを得たということでございまして、ここではいわゆる実践配備という形での実機の配備の計画を説明させていただきました。今年7基配置するものにつきましても、現実に実践的な体制で臨むための実機を配備していくというものでございます。将来的には、今後、私たちの研究の中で、実際どういうところに配置するのが、全国をカバーするのに一番いいかを合わせて検討を進めているところでございまして、その結果に則って、また何十基という形になるかもしれませんが、それを配備してまいりたいということで、財務ご当局のご理解も得られて、実質的な事業予算として制度化されて、配置さ

れるものでございます。

海外への展開につきましては、実は、インド洋津波等の経験を経る中で、1つはアメリカのノア（NOAA）等がやっております観測の体系、現在、日本でも、気象庁が太平洋のハワイにあります津波センターからの情報をもらってやっているもの等ございますが、それとは別に、私どもは、陸域の近くに来てから現実にどのくらいの波が来るかという情報をご提供できますので、そういったものを提供していく手段として、インド洋沿岸、それから、太平洋沿岸等の、それぞれ地震津波に心配を持っておる地域に対して貢献できる仕組みとして、ご提案して、採択していただけたらありがたいなど、こういうふうな夢を持っている部分を、ちょっと大げさに言ってしまったものです。実質的に、ある程度要請があることは事実なんです。ただ、問題は、やはりまだ現在の私どもの技術力では、1基設置するのに2億から3億というお金がかかります。現実の途上国におきましては、予算化の問題等がありまして、できれば日本などからの支援という形が得られればいいんですが、実はまだそこまでは行ってないのが現状でございます。

【青山委員】 ありがとうございます。

【岩田分科会長】 どうもありがとうございます。

【黒田委員】 青山委員が質問されたことと関連するんですが、実践配備のほうは国の政策予算として配備されているんですね。その中で、港湾技術研究所は、GPSの波浪計から送られたデータ解析をここで統一的にやるということなんですか。データ解析をした後の情報を流すコントラビューションとして研究所がタッチするという意味なんでしょうか。

【永井海洋・水工部長】 4月から海洋・水工部長を仰せつかった永井でございます。今までの波浪観測というのは、海底設置式波浪計が我が国では主流でした。ただ、メンテナンスの関係上設置水深が、50メートルぐらいまでのところしかはかることができません。一方、欧米では、加速度ブイ式波浪計というものを設置されて、もっと大水深に展開されていく例はありますけれども、周期の長い成分、周期20秒以上の成分というのは、加速度をはかるブイ式波浪計では計測できませんでした。今回、GPS波浪計の開発によりまして、より沖合で周期の長い成分から短い成分まで一体的に、海の波を直接はかることができるようになりました。さらに、今までの波浪観測というと、2時間のうち20分だけそのデータを解析するという、断続的なとり方だったのですが、データ伝送システムの改良によって連続して波浪情報を収集し、取りまとめることができるようになります。

今までわからなかった長周期成分から短周期成分に至る海の波の発達、あるいは出現特性といったことの研究に、我々非常に期待をかけているというところでございます。

【永井海洋・水工部長】 先ほどの絵でもお見せしましたとおり、観測はブイの設置は各地方整備局等が行われて、我々はそのデータの収集、処理、解析、管理といったことを担当させていただくというところでございます。

【黒田委員】 そうすると、これに関連して2点質問したんですが、その貢献が各整備局、つまり、国に対してコントリビューションある役割分担をされると。その役割分担料というのは国からいただけるのか。

もう一点は、予想技術とシステム技術、両方特許申請しておられると思うんですけども、これの国が使う場合の特許料収入というのは国からとれるのか。独法化されて、今度、非公務員になりましたよね、その。

【佐原統括研究官】 おっしゃられることよくわかります。実は、これ、昨年度議論していたときは公務員でやっていたものですから、その仕組みについては、実は、予算化の中であまり考えられていないと思います。今後、システムメンテナンス、実質的にマンパワーとしてかかる部分とか、物の購入等にかかるものについては予算をいただくんですが、技術料に当たる部分については、実はいただく形に現時点ではなっていない。ほんとうの意味で、研究所としてのノウハウの提供分をいただくという仕組みは、今後、形態が変わってきた中で、理論武装をもって臨んでいかなければいけない部分になってこようかと思えます。

ただ、もう一方で、実はバータにされる部分ありまして、国のお金で設置している観測機器からデータをただでいただいているという部分ももう一方でありますので、その点がどういうふうになってくるかというのは微妙なところでございます。財務省のご当局がこういうものをただでばらまくのはおかしいんじゃないのと言いはじめてございまして、去年は実はそちらの議論で終始したところがございまして。とりあえず港空研に関してはただという形で今行っているんでございますが。準民間的な扱いを受けることになると、ここに有料の傘がかかってくる可能性はございます。そうなったときに、私どもは、今、先生がおっしゃられたようなことを、逆に理論武装をもってどちらが高いかという勝負をしなきゃいけないのかなという局面がやって来ようかと思っております。

【黒田委員】 もう一点の特許関係はどうなんですか。

【佐原統括研究官】 特許関係は、現在申請して、基本的な部分が診査中です。まだ診

査が通った段階までは行ってごさいません。まだ出して1年か2年ぐらいですので。

【黒田委員】 特許認定されると。

【佐原統括研究官】 ええ、そこで話ができると思います。

【黒田委員】 独法の収入になるんですか。

【佐原統括研究官】 独法に限らなくて、私どものほかに、東大地震研の先生と、神戸の人防センター、今、先生自身は東北大学に変わられたかな、先生と、それから、物つくりのほうで日立造船グループ、そういったところと私どもの4機関で共同開発していますので、特許もこの4機関が絡んだものという形になってまいります。

【黒田委員】 ということは、特許料収入があれば、その4者でどういう申請されたかよくわかりませんが、港湾技術研究所としての特許使用料収入は入ってくると。

【佐原統括研究官】 配分比率はありますけれども。

【黒田委員】 それは多分、ほとんど国が使う現地の観測でしょうから、国から特許料支払うことになるんですかね。私、そのメカニズムよくわからないんですけど。

【佐原統括研究官】 私どももこれから勉強させていただきます。ありがとうございます。

【磯部委員】 年度計画を見せていただいて、その中には、運営費交付金でやるものと、外部資金を使ってやる研究もあると思うんですけれども、外部資金については、今の段階で100%決まっているわけでは必ずしもないのかなと思うので、それによって研究のやり方は工夫をしながらやっていくというふうに、そんなふうに考えたらよろしいんでしょうか。つまり、例えば、実験をやりますというところまで具体的に言えば、それに対する資金がないとできないということが入ってくると思うんです。その辺の計画がだんだん立てにくくなるというところも、情勢としてはなきにしもあらずだと思いますので、どういうふうに対応しようとお考えなのか、教えていただけたらと思います。

【小和田理事長】 厳密に言えば、5年間、中期計画レベルでこういう研究をやりたいということが完全に中期計画でできる保証はこの時点であるわけではありません。ただ、過去の経験から言って、運営費交付金、あるいは国土交通省を中心とする受託で多分研究資金をもらえるだろう。この研究は地方整備局の立場から見ても相当必要性が高いので、多分もらえるだろう。あるいは案件によっては、事前に、近い将来、こういう研究をぜひしてくださいねと地方整備局が非公式に言っているということもあるわけですが。

しかしながら、厳密に100%やれるという保証はないわけで、実際の5年間の過程に

においては、我々が想定した望ましい財源に向かってアプローチしますけれども、それができないときには、運営費交付金、あとはうちの中で研究相互の優先度を十分勘案して、運営費交付金を投入してでもやる。非常に例外的には、やると言ったけれどもやらなかったということはあり得ると思いますけれども、そういうプロセスでやることになると思います。

【岩田分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、大体ご意見は出尽くしたようでございますので、どうもありがとうございました。

それでは、引き続き研究所のほうからまたご説明いただけますでしょうか。

【横田研究主監】 それでは、LCM研究センターの研究展望ということで、センター長をしております横田のほうから、ごく手短かに、ご説明をさせていただきます。

LCM研究センターは、今、統括研究官から説明がございましたように、昨年度設立されました。その目的は、ここに書いてありますように、ライフサイクルマネジメント、いわゆる既存構造物の効率的な活用という観点からの研究を行っている研究者を横断的に束ねて、その研究の目的を効率よく達成するということになります。

たしか昨年この時期のこの会議で、一度、簡単にご説明をさせていただいたと記憶しておりますけれども、昨年度は設立されたばかりで、実質的には今年度、すなわち、第2期中期計画から本格的に活動を開始しております。ここに書いてありますように、ライフサイクルマネジメントに関する研究分野について責任を持って、きちんと遂行していくことが我々の任務であると理解しております。

ここで言っておりますLCM、すなわちライフサイクルマネジメントでございますが、今までの概念図を修正したものを、今回お示ししております。今年度から新しく活動を開始するというので、心機一転、概念図もわかりやすく直そうということで、このように書きかえさせていただいております。構造物あるいは施設というのは、造りっぱなしというわけにはいきません。ちょうど我々が人間ドックとか健康診断を受けるように、構造物もきちんと点検をし、もし悪いところがあれば、それに対する何らかの治療をしてやるという継続的な取り組みが必要になってまいります。

ところが、普通の構造物と異なり、特に海岸域や海の中の構造物では、言うはやすし行うは難しという状況にあります。実際、どうやって健康診断をすればいいのか、あるいは健康診断をした結果をどういうふうに判断し、もし何か兆候があれば、少し言葉は悪いで

すけれども、あと何年生きられるかということはどう判断するのかといったようなことが必要になってまいります。

また、もし明らかにおかしい、あるいは近い将来おかしくなるということがわかった際、どういう方法をいつの時点で対策を施すのかといったことも、大事になってまいります。今申し上げましたこの赤の四角で囲んだ個別の技術課題につきましては、難しく、まだ確立された技術がありません。そこで、この3つの枠で囲ったところを重点的にやっつけていこうと考えております。

特に現在改定作業が進められております港湾の施設の技術上の基準、港湾法に規定された、我々が港湾地域の中に構造物を建設したり、計画したり、維持したりするときの技術的な基準がございますけれども、その中に、維持管理のための基準、あるいは設計と建設後のライフサイクルマネジメントの関係が示されることになってございます。裏返しますと、そういう技術が確立されないと、掛け声だけで、それをバックアップする体制がないということになりますので、先ほど申し上げましたライフサイクルマネジメントの技術、維持管理のための基準を急いでつくり上げていかなければいけないということになります。

したがって、LCM研究センターでは、中・長期的な研究、一部、既に第1期の中期計画の中でも取り扱ってまいりましたけれども、その中で構造物を有効に活用するための個別の技術を高度化し、ライフサイクルマネジメントという1つの技術のシステムとして取りまとめていくということを掲げております。

しかしながら、非常に幅の広い内容でございますので、中期的なアウトプット、すなわち、第2期中期計画終了時点ごろを時間的なターゲットとするアウトプットとしては、栈橋、つまり杭の上にコンクリートの床板が載っておりますような構造物を対象としたLCMのシステムを確立し、それを実際の現場で使っていただくことを目指してございます。

なぜ栈橋を取り上げたかと申しますと、栈橋は、我が国の港湾施設の中で代表的な船舶係留のための施設でございます。一方で、鋼材とコンクリートでできており、これらが波しぶきを受けたり、乾湿の繰り返しを受けたりということで、非常に傷みやすい典型的な構造形式をしております。現実的に、残念ですが、こういうふうに傷んだものが日本港湾の各地で散見されますので、この栈橋をきちんと維持して、港湾の機能の確保のために努力をしていくことが最も緊急な使命であろうと考えまして、栈橋を対象としたLCMシステムを構築することを中期計画の大きな目標にしてございます。

そのためには、点検診断の効率化、およびそれらの高度化のためのシステムの提示。栈橋の上部工、下部工を構成する部材の劣化、およびその劣化によって生じる性能の変化の予測手法の提示。それから、傷んだ場合の延命化のための処置と維持・補修・復旧にかかるコストを縮減するための対策技術の提示。こういったものをアウトプットの具体的な例として出させていただきます。

こういうことができますと、アウトカムのところでは書かせていただいておりますが、既存栈橋の供用中の性能評価と有効活用、延命化というものが可能になります。既存栈橋の性能確保が設計と維持管理の両輪で実現できることとなります。また、栈橋の維持管理コストを縮減して、公共事業のコスト縮減にも寄与するであろうことや、複数の栈橋で何らかの対策が必要だということがわかった場合に、どういう順番でやっていくと最も効率的かという資源の有効配分のような議論ができるであろう、ということが可能となります。

この5カ年の中期計画では、それを最も効率よく達成するために、それぞれ点検、予測、対策の各研究課題に応じまして、このような研究計画を策定しまして、個別の研究責任者がこれを進めていくこととなります。具体的な例を2、3紹介させていただきます。例えば、点検の効率化という点では、現在、ダイバーが潜って実際に見ているような海中部での構造物の診断を、無人化したり、ロボット化したりして、効率よく行うためのシステムをつくるという研究をあげております。これは2007年度中に実用化を図り2008年度中に現地実証実験等によって確認をして、バックホーのような実際の機械に取りつけて運用していきたいことを目指しております。

構造物の性能および、劣化の評価ということでは、鉄筋コンクリートの構造物をとってみますと、海水から塩分が非常に多く供給されるということで、従来、メンテナンスフリーと言われていたコンクリートの中の鉄筋がさびるといった現象がおきます。これが先ほど申し上げました栈橋の典型的な劣化のパターンでございます。劣化の進展は、どれぐらい塩分が供給されるかという外部環境に大きく影響されるとともに、コンクリートの品質それ自体にも影響されることとなります。これらについて、港湾構造物特有の環境作用をどのように定量化していくかということを経営して検討しますとともに、これらの周辺環境がどういうふうに構造物の性能低下に影響を与えるかということも、定量的に評価をして、システムとして提示をするということを考えています。現在の目標としては、2007年度末までにこの環境影響の程度を定量化して、LCMシステムの中に組み込みたいと考えてございます。

それから、維持管理の合理化という観点から考えますと、海水中の鋼構造物では電気防食というものが行われおりますけれども、電気防食をした防食の効果にばらつきが出る場合がございます。そのため、どの程度電気防食の寿命があるのかということ推測するのが難しい場合があります。特にこういう大型の鋼構造物で、非常にたくさんの構造部材から構成されるような場合については、対象としております防食システムも非常に膨大となりますので、点検診断や寿命予測の効率化が求められております。現在、これにつきまして、実際に、このような構造物が建設されるという計画がございますので、これをターゲットにしていろいろな検討を進め、2008年度末ぐらいまでには電気防食の維持管理の高度化を実現したいという目標を掲げてございます。

最後でございますが、表面塩化物量、すなわち、塩分の供給量のばらつきでありますとか、鉄筋がどれぐらいの塩分量で錆び始めるかということを考えますと、非常に大きなばらつきを示します。この絵を見ていただければおわかりのとおりです。それから、鉄筋がさびたことによる耐力等の構造性能も非常に大きなばらつきを示します。こういったばらつきを、どのように空間的に取り扱って、あとどのくらい供用できるのかを予測することを、確率の世界に持ち込んで検討していくのが非常に重要になってまいります。このようなことで、これを特別研究として重点的に取り組んでいきたいということを考えております。すなわち、2009年3月までにこのようなばらつきを考慮した予測システムの構築を目指したいと考えております。

長期的な展望でございますが、第3期中期計画の最後、すなわち、これから10年後ぐらいを目標に、取り組んでいきたいと考えているものをここで挙げております。長期的な目標で、また絵が描けてございませんので、文字だけで恐縮です。例えば、補修・補強の自動化の検討。これは施工制御技術からのアプローチで、補修・補強の自動化を図るものです。2番目は、電気防食だけではなくて、各種被覆工法による防食工法の維持管理手法に関する検討。それから、環境条件の影響を考慮して、構造物中の鉄筋腐食の進行予測の高精度化を図る。

また、コンクリート自体が劣化をしていく現象に対する予測システムの構築。次に、栈橋だけではなくて、例えば防波堤のケーソンでありますとか、海岸の防潮堤とか突堤、こういったその他の構造形式の劣化変状現象に対しても、栈橋で培った知見を拡張して、LCMシステムを構築していきたい。

最後に、当初設計と維持管理による性能の確保について、ライフサイクルエコノミーと

いう観点から、アセットマネジメントの確立などを視野に入れた検討を進めていきたいと考えております。

10年後ぐらいには、おそらくアジアの中でこういった問題もかなり深刻になってまいると思っていますので、ぜひそれに先駆けて、例えば、仮の名前ですけれども、アジア港湾沿岸構造物LCMセンターという組織を立ち上げ、アジアの中核の機関として、沿岸域の構造物のライフサイクルマネジメントの中核拠点としての役割を果たしていきたいと考えております。既にこういった国々と研究交流や共同研究を行い、海外にも発展していきたいと考えております。

以上、非常に簡単な説明でございましたが、LCM研究センターの中・長期的な展望ということで、説明をさせていただきました。どうもご清聴ありがとうございました。

【岩田分科会長】 ありがとうございました。

引き続きご説明いただいて、まとめてご質疑をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【高橋研究主監】 津波防災研究センターの高橋です。よろしくお願ひします。

それでは、津波防災研究センターの中・長期的な展望ということで、お話しさせていただきます。港湾空港技術研究所の今年度からの中期計画には、津波防災に関する研究テーマが、安心して暮らせる国土の形成に資する研究分野に位置づけられ、研究の重点的実施項目となっております。

津波防災研究は、港研時代を含めて古くから実施しております。1960年に発生したチリ地震津波、これが我々の本格的な津波防災研究のきっかけになっていると思います。津波防災施設も、この当時から整備が始まっております。例えば、大船渡港津波防波堤などもこの時期につくられております。1983年と1993年には、日本海中部、北海道南西沖の地震津波がありました。これらの災害によって津波研究は非常に大幅に前進しております。特に数値計算法の発展が著しかったと思います。また、ハードだけではなくソフトの津波対策が推進されてきたと思います。こういう津波対策に港研時代の研究が生かされてきたと思っております。

独立行政法人になってから、津波防災研究は、海洋・水工部の高潮・津波研究室で行っております。非常に大津波が切迫している、それによって高度に利用された臨海部が危険にさらされているということで、港空研の重点研究課題の1つとして、この津波防災研究を進めてきました。

これは、大規模地震の発生の切迫を説明する図面で、今後30年間で地震に遭遇する確率を示しております。宮城沖、東海・東南海あたりでは、99%から50%となっており、いつ起こっても不思議ではないという状況になっています。

2004年12月26日にインド洋津波が発生して、20万人を超える人が亡くなったことは、皆さんもご記憶に新しいと思います。我々も現地に調査団を派遣しております。この写真はタイのパトンビーチで、この写真はインドネシアのバンダアチェの写真です。非常に悲惨な災害でした。我々が現地で感じたことは、これまでの津波防災研究では不十分だということです。津波に対する次世代技術の研究開発を重点的、かつ緊急に実施する必要がある。そうした考えから、昨年2月に津波防災研究センターを設立しております。今年の4月からは10名体制になっております。

津波防災研究センターの研究としては、災害の予測技術の開発、効果的なハード技術の開発と、革新的なソフト技術の開発の三つを目指しております。これについてそれぞれお話ししたいと思います。

まず、災害の予測技術の開発についてお話ししたいと思います。この話をする前に、まず、ビデオを見ていただきたいと思います。このビデオは、私がスリランカに政府調査団の一員として行ったときにいただいたものです。スリランカのゴールというところのビデオです。ここでは、4メートルぐらいの津波が押し寄せており何千人と亡くなっています。このビデオでは、海岸に押し寄せた津波がそこら辺の建物を破壊し、その残骸とともに、ちょうどこのバスターミナルのほうに押し寄せてくるのがわかると思います。このビデオを見て、私たちは大きな衝撃を受けました。衝撃の理由の1つは、非常に悲惨な多くの人々が死んだということです。また、このビデオに見られるように、この津波の恐ろしさ、厳しさ、特に破壊力のすごさというのは、我々の想像を超していたことに衝撃を受けました。さらに、我々が持っている津波の再現技術、シミュレーション技術では到底この映像に及ばないことに気がつきました。やはりこうしたビデオを見て、市民の皆さんが津波がどんなものだというのがよく理解できたと思うのですが、我々のシミュレーションではこのビデオのように見せることができていることに気がつきました。

津波の災害にはいろいろなものがあります。単なる浸水だけではなくて。例えば、この写真では船が内陸まで押し上げて建物を壊しています。スリランカのカワハでは、列車が転倒して2,000人ぐらい死んでいます。これはインドネシアでの写真ですが、石油タンクが津波によって散乱しています。この写真では河川の洗掘によって、ここの道路の橋が

落ちています。こういうように、さまざまな、破壊を含めた津波災害が起こっています。こういうものをシミュレーションで再現できないといけないと思っています。

すなわち、災害の予測技術の開発とは、津波の高さや浸水だけでなく、施設や建物の破壊を含めて、具体的に災害の状況を予測することが重要であって、それを市民に具体的に災害の状況を実感としてイメージしてもらうことが重要だと思っています。それによって、適切なハード対策や避難などのソフト対策が可能となると思います。

我々としては、シミュレーション技術を開発しています。津波のシミュレーション技術の内、三次元流体シミュレーション、流れのシミュレーションをSTOCと言っていますが、これはほぼ完成に近づいています。実用段階に近づいています。ただ、破壊のシミュレーション技術については、まだ今開発中です。これらをドッキングさせて大きなプログラムとして動かすことを考えており、また、そのアウトプットを市民が実感できるようなビジュアルな表示として、あるいは疑似体験できるような技術を開発したいと思っています。

そのシミュレーションをつくるためには、災害プロセスを把握しなければいけませんので、これまでの現地調査の再整理とか、水理模型実験による破壊プロセスの把握を行っているところです。

これは、波動地盤水路における津波実験の様子を示したもので、波動地盤水路にこうした部屋を設けて、それを津波で破壊する実験です。これを見ていただくとわかるように、津波によってこの壁が壊れて、建物がなくなるという実験です。

これは、現在開発中の数値シミュレーションのアウトプットです。まだ十分だとは思っていませんが、河川を遡上する津波によって浸水する様子を三次元流体計算で計算しています。まだまだ十分ではありませんが、これと、破壊計算とドッキングさせていくことを考えています。

2番目は、効果的な減災のハード技術です。津波の対策としては、避難が重要です。ただ、避難だけのソフト対策だけでいいのか疑問に思っています。やはり日本は臨海部には非常に高度に集積した財産があります。これをハードで通常の津波は防ぐ必要があるのではないかと考えています。また、人々を守るためには、効果的なハードが必要だと思っています。

効果的な減災のハード技術としていろいろ考えていますが、例えば、防波堤開口部の締め切り堤防を考えて検討しています。これはフラップ型ですが、直立浮上式と言って、パ

イプの中に空気を入れて上昇させるようなものもあります。これは現在実験をやっているところ。また、植栽によって津波が低減できますので、そういうことについても研究を進めております。

3番目は革新的なソフトの開発です。これは、正確な津波のリアルタイム予測技術の開発です。先ほど、GPS津波計の説明がありました。既にGPS津波計で沖合津波をはかることはかなり進んできています。ただ、その津波のデータでもって何を予測するか非常に重要です。津波が沖合で観測された。その後、各地にどういう津波が何時にやってくるか予想するのはなかなか難しいことです。こうした予測技術を研究として取り上げています。GPS津波計は先ほど同じ絵がありましたので、省略します。

これは津波防災研究のロードマップです。この時点が、2006年であり、2009年が中期計画の終了です。災害の予測技術開発、効果的なハード技術開発、そして革新的なソフト技術開発について、ここに示す研究テーマを考えており、基本的には中期計画期間内にある程度の成果は出したいと思っています。特に数値シミュレーションについては2009年度にはある程度成果を出したいと思いますが、STOCと言う津波の流れの計算については、今年2006年に実用化し、現地での適用を考えています。

以上です。どうもありがとうございました。

【岩田分科会長】 どうもありがとうございました。

研究事例ということで、LCM研究センターの研究展望と、津波防災研究センターの中期的な研究の展望をそれぞれご説明いただきました。全般につきまして、何か先生方からご質問等がございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。かなり先端的な研究をおやりになっているのを、ひしひしと実感するようなご説明をいただきましたが。

【磯部委員】 研究の中身について、1つだけ、今の津波ですけれども、予測手法ができたとして、地形とか建物という状況を現地で入れないと使えないと思うんですが、その辺については中期目標計画内なのか、その次の時期なのかということについて教えてください。

【高橋研究主監】 できるだけそういうデータも入れて計算できるようにしたいと思っています。現在は、県とか市と協力して行うことを考えており、そこでデータをいただいて計算することを考えています。できるだけ詳細なデータを現地から取り入れて、それで計算をしてみたいと思っています。それができるようになれば、将来的には大量のデータでいろいろなことができるのではないかと考えています。

【岩田分科会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

特にならなければ、大変わかりやすいご説明をいただきました、ほんとうにどうもありがとうございました。

それでは、議題の3番にまいりたいと思います。平成17年度業務実績評価、及び第1期中期目標評価の進め方についてということでご説明をいただけますでしょうか。

【森専門官】 港湾局建設課の森でございます。

それでは、評価の進め方について説明させていただきたいと思います。

まず、資料につきましては、資料1-1から1-8までつけております。評価の流れとしては、基本的には昨年と同様の方法で行いたいと思いますけれども、それに加え、年度評価が今年から5段階評価になったという変更点ですとか、また、中期評価もあるということで、そのことについても説明させていただきたいと思います。

まず、評価の流れですが、評価に係る分科会は7月31日に開催させていただきますが、その前に、17年度の業務実績報告書と、第1期中期目標に係る事業報告書を事前に送付させていただきまして、既にご案内かと思っておりますけれども、研究所のほうから、個別に事前に説明させていただきたいと考えております。7月31日の当日ですけれども、当日も再度研究所のほうから説明いたしますが、その際に、資料1-4のような評価メモシートというものをご覧いただきながら、これに一次評定ということで点数をつけていただきまして、合わせて、理由とか意見とかも記入していただくという形にさせていただければと思います。

この一次評定の欄なんですけれども、去年までは0点から3点ということで、4段階の評価をしていたんですけれども、今年度から、1点から5点という5段階評価に変更させていただきたいと思います。それにつきましては、資料飛んで申しわけありませんが、資料1-6のほうに、これは年度評価改善案のポイントというものがございますけれども、こちらのように1点から5点ということでしていただければと思っています。

まず、評価が5段階に変わったわけなんですけれども、なぜ変わったかと申しますと、国交省の評価委員会、いわゆる親委員会のほうで、各委員の先生方の議論の中で、現行の4段階方式ですと、2点のすぐ上が最上位の点である3点になるということで、2点を少し上回っているケースと、3点というものの違いをあらわすことがなかなかできずに、非常に採点しづらいという意見があったということですので、また、普通より少し上回っただけで最高点がついてしまうという問題点も指摘されたというところから、5段階方式に移行

すべきではということになりまして、変更に至ったというものでございます。

各点数の考え方なんですけれども、基本的には0点だったものが1点に、1点だったものが2点、2点が3点というふうになりまして、3点のものが4点と5点に分かれたというのが基本的な考え方でございます。

上位の点数ですけれども、特にここで改善案ということが資料1-6の真ん中より上に書いてありますけれども、4点の場合でも、業績によい面があったとしても、通常を取り組みを行ってればよい業績が認められるようになるものであるということを経験的な考え方として、そのような場合は3点をつけることとして、4点をつけることは抑制的にする。5点をつける場合には、特筆すべきすぐれた実施状況にあると認められる場合とし、その場合は、その特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明確に記述するものとするとしております。

続きまして、中期目標の評定なのですが、中期目標についても5段階で評価することにしております。それが資料1-7の中期目標期間の評価のポイントというものなんですけれども、中期目標期間の評価のほうでは、年度評価のように、5点、4点という数字ではなくて、アルファベットによる評定ということにしております。年度評価と同様に、最高点であるSSをつけた項目には、その理由を、また、他の項目における実績との違いを明確に記述するというふうにされています。

この中期目標評価について、数字による評価としていないという理由なんですけれども、これも国交省の評価委員会の親委員会の議論の中で、今後も点数を出し続けるかどうかという議論があった中で、集計点を算出することはやめるべきではないかという意見が出た一方、点数はその意見を集約するプロセスとして必要ではないかという意見もあり、そういった意見をまとめる中で、年度評価については従来どおり点数を出す。ただし、中期目標評価については、5年間その評価の機会が訪れないということから、その評価の推移を見る必要性が薄いといったことですか、また、最終的に5段階の評定を出すというところから、集計点を算出せずに、かわりに分布状況を示すことで、個別の評価の結果を概観するというふうにしたものです。

当日、このように中期目標評価につきましては、SSからCというような評定をしていただく。そういったものを当日にまず1回、研究所のほうから説明している間に行っていたかきまして、それが終了した後、研究所が退席いたしまして、事務局と各委員の先生方のみで、1回評定結果を出したのものについて、その集計したものを見まして、その集計し

たものが皆さん一致している場合には、その評定。一致していない場合には、委員の方々にそれぞれいろいろ議論していただいて、その上でまた同じ評価メモシートの二次評定という、一番右の欄に評定をつけていただいて、最終的には、その二次評定の結果、過半数が得られた評定にしましょう、そういうルールにしております。

最終的にまとまる評価調書というのは、資料が飛ぶんですが、資料1-2ですとか資料1-3といったような、資料1-2では、平成17年度の業務実績評価調書ですけれども、1-3が中期の実績評価調書ですけれども、こういったものになりまして、ここのそれぞれの個々の評価項目の評定理由の欄ですとか意見の欄というのは、後日、分科会長と相談して作成しまして、委員の皆様方に確認をいただいて、最終的に分科会としての決定を行うといったものになっております。

ここで資料1-3で、今、評価調書の様式ということで、中期のものをつけているわけですけれども、表紙をめくっていただきますと、今、一番左側が中期評価項目ということで、これは中期目標の言葉をほぼ基本的にそのまま書いているといったものになっておりますけれども、この項目の分け方につきましては、事務局のほうで、その中期目標に定めた項目ごとに区切っております。

その体系につきましては、資料が飛んでしまって、次の資料2-1になってしまうんですけれども、そちらを開いていただきますと、これは中期目標の体系と中期計画、年度業務の実績報告書の評価項目ですとか、そういったものの体系をあらわしているものですが、この中で、今、年度評価の項目につきましては、このちょうど真ん中にありますように、真ん中の縦の列なんですけれども、今、年度業務実績報告書評価項目の単位ということで、番号が1番から29番まで、29項目つけられておりますけれども、その右横なんですけれども、中期目標に係る事業報告書評価項目の単位ということで、今、番号は振っておりませんが、項目が14項目、これは中期目標の項目に従って項目を分けたものでございますけれども、一応、今、事務局の案としては、この中期目標の項目ごとに評価を行っていただくということを考えております。

中期目標評価より年度評価のほうがより細かい記述になっておりますので、その項目ごとも細かくなっておりますが、中期目標評価の項目については、年度評価項目を集約したようなものを考えております。

各項目については、そういうような形で進めさせていただければと思っておりますけれども、最後に、総合的な評価ということで、例えば、資料1-2の17年度業務実績評価

調書の最終のページ、一番最後のページを見ていただければと思いますけれども、ここでは、個別の項目の評価を行った後に、ここの17年度の評価ですと、総合的な評定ということで、その下に業務運営評価ということで、極めて順調、順調、おおむね順調、要努力とありますけれども、これは各項目の評価結果をもとに、点数を全部合計しまして、項目数掛ける3で割った割合を算出して、120%以上である場合には極めて順調ですとか、100%以上120%未満のときは順調というような、総合的な評価を行うというものです。

昨年までは0点から3点という4段階評価で、130%が確か極めて順調という評価でしたけれども、5段階評価に変わったということで、1点から4点までが、4段階における0点から3点と同様の頻度で出現したケースと同じ結果になるようにということで、調整をしたものになっております。

その下に、総合評価という記述欄がありますけれども、これも昨年までとは若干様式が異なっております。昨年までは自主改善努力評価という欄と、業務全般に関する意見という欄があったのですが、それを今年からは総合評価記述欄としてまとめたものになっております。

これは変わったのは、親委員会の議論の中で、例えば、自主改善努力評価欄については、分科会の中で無理に埋めようとしている傾向があるんじゃないのかとか、そういうような指摘があり、また、業務全般に関する意見には、記述内容が具体的に定められていなくて、十分な活用が図られていなかったという、他の研究所等の事例もあったということで、それを総合評価ということで1つの表にまとめたものでございます。

この欄については、当日、先生方でご議論いただいて、基本的な言葉については当日確定していただきたいと思っております。

続きまして、今度は資料1-3の中期評価のほうの一番最後のページを見ていただければと思うんですけれども、こちらにつきましては、業務運営評価ということで、年度評価では点数を出していたというところが、SSが何項目、Sが何項目といったように分布状況を示すものになっております。

その下の総合評価につきましては、17年度評価と同じような変更があるといったところでございます。

最後に、一番下の総合評定ということで、5段階の評価をしていただくものでございます。

そういった評価を7月31日にしていただきまして、その後、8月上旬になりますけれども、分科会として評価調書を確定しまして、その後、例年ですと、年度評価につきましては、親委員会の委員長の同意を得て、評価委員会としての評価調書の確定を行った後、8月末に評価委員会から研究所へ評価結果が通知されるという流れになっておりますけれども、今回、中期目標評価につきましては、分科会の議決ではありませんで、評価委員会の議決が必要になっておりますので、8月下旬に予定されております評価委員会の議論、議決を経て、評価調書が確定されるものでございます。その結果、最終的に得られるものが、昨年の例で言うと、資料1-1のような評価調書ができるという流れになっております。今年度につきましては、今説明したような方法で進めさせていただければと思っております。

説明は以上でございます。

【岩田分科会長】 どうもありがとうございました。

今、ご説明いただきましたように、今年度から評価が変わってまいりました。すなわち、年度評価につきましては、昨年度の4段階から5段階でございますし、それから、中期目標期間の評価も、今、ご説明いただきましたように、SSからCまでという形で評価をいただくことになりました。

評価の仕方は変わったわけでございますけれども、当分科会におきましては、7月31日の評価に向けて、従来どおりのスタイルで、事前に各先生方のところにご説明いただいて、それで当日ご議論いただくという形にしたいと思っておりますので、ぜひ、そのような形をお願いしたいと思います。

それから、今、ご説明いただきましたけれども、両方とも一番最後にまとめをしなければいけません。それで、従来も、委員の先生方をお願いしていたわけでございますけれども、この場をおかりして、17年度の業務実績報告、それから、中期目標期間の評価の総合評価、この取りまとめは、磯部先生をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

では、そういうことで、磯部先生、お手数ですがけれども、よろしくをお願いしたいと思います。

今、森専門官からご説明をいただいた件でございますが、委員の先生方からご質問等ございましたら、ぜひ。

【磯部委員】 2つありまして、1つは、中期目標期間の評価というのが資料1-7で

あって、それで、3番目で、SSからCまでの得点の分布状況を示すということが書いてありますけれども、これは委員の中の合意として、2ページ目にありますように、一番最後の総合評定は、業務運営評価の集計から、自動的にではなくて、大づかみに総合評価するというところを重視してやるのがよろしいのではないかと。つまり、この項目は、年度評価についても私述べたことありますけれども、今度何項目になったかわからないけれども、その項目の重みがすべて同じとは思えなくて、実は研究そのものにかかわる評価がかなり少ないと言ってもいいのではないかと。研究の進め方の形に対する評価が随分たくさん入っているわけですし、その形は、最終的に研究成果を出すためにある、それを生かすためにあるというものですから、その辺のところを頭に置いて、総合評定をしなくてはいけないのではないかと思います。

ですから、私の気持ちとしては、これは決まったことではあるけれども、SSからCの分布は書かないほうがいいぐらいだと思っています。意味のないことだと思っています。

それから、もう一点は、中期目標の評価なので、参考資料として過去4年間の年度計画の評価というんでしょうか、年度ごとの評価、これは資料としてつけていただけますか。

【岩田分科会長】 この2点、いかがでしょうか。

【森専門官】 まず1点目のところは、分科会として、例えば、この分布状況にとらわれずに総合評価をするという形で進めるということで、そういった方向で行いたいと思っています。

分布状況を示す、示さないというところですけども、これにつきましては、親委員会のほうと相談させていただきたいと思っています。

【磯部委員】 あまりはっきり言わなかったのが悪いかもしれません。もう親委員会で決まったことを出すことは構いませんけれども、私の個人的な気持ちとしては出しても意味がないと思っています。ここの言葉に書いてあるように、2ページ目の一番後ろを重視して、委員としては評価をしていきたいという意見です。

【岩田分科会長】 よろしゅうございますよね。それでもう一つ、2番目の質問は。

【磯部委員】 過去4年間。

【森専門官】 はい、それはつけるような形にさせていただければと思います。

【岩田分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

【青山委員】 年度評価のところですけども、こちらの改善案の点のつけ方の観点は親委員会のお考え方と伺いましたが、全省庁あわせての統一的な見解と考えてよろしいで

すか。

これを拝見すると、通常の手組みを行っていて、よい成績が認められたら3点で、通常の手組みを行っていて、普通だったら2点になるんだと思うんですけども、要は、国土交通省の中だけの問題であるとともに、全体で結果的にはいろいろトータルで見ていくことになるだろうと思うので、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

【森専門官】 おそらく各省によってやり方も実はまちまちというところがございますので、これは国土交通省の中の統一的なものということでございます。

【丸山課長補佐】 評価官いらっしゃっていますので。

【鈴木政策評価官】 今のご質問ですけれども、これは、親委員会というのは、まさに国土交通省の評価委員会のことでありまして、この評価の仕方というのは、国土交通省独自の評価の仕方です。ただし、もちろん、これを定めるに当たりましては、経済産業省のやり方とか、ほかの役所のやり方についても、いろいろ見せていただいた上で原案をつかって、これは去年の11月、12月にかけて、分科会長懇談会というのをやらせていただいて、あらかじめ分科会長さんの方々からいろいろご意見をちょうだいいたしまして、今年の3月の総会で決めたと、こういうことでございます。

なるべく抑制的な点数をつけるというような書き方になっておりますが、どうしても回を経るごとに点数が上がっていく傾向があります。そういったことも踏まえまして、通常の業務を行って、目標どおりの目標が達成できたのであれば順調なんだろうということで3点。それよりもさらに高い評価が得られるというものがあれば4点になるわけですが、簡単に4点に行くのではなくて、少し抑え目にという趣旨で、そういうようなご議論を踏まえまして、そういう形に決定されたという趣旨でございます。

【北村委員】 これは当研究所だけの問題でもないだろうし、国交省だけの問題でもないと思うんですけども、中期目標期間の業務実績評価調書、資料の1-3なんですけれども、その中で、一番最後のほうの財務内容の改善に関する事項というところ。これ、中期計画期間で評価しようと言ったときに、何を評価するかというと、中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うという形の計画に対して、どうであったかを評価するんだと思うんですけども、その中期計画に出されている予算というのは、5年間の中では全然乖離したわけですね。ですから、評価すべき尺度というのがもう既に全然意味をなさない予算数値になっているということで、さあ、どう評価するんでしょうみたいな。すなわち、運営費交付金は5年間でこれだけですよという数字、予算化されているはず。

じゃあ、5年間で運営費交付金実際に交付されたのが幾らかと言ったら、全然乖離しているはずですよ、どんどん節約させられているわけですから。その予算をつかって、その予算の運営を行うというのを、どう評価するのかなみたいな気がしているんですけども。

【岩田分科会長】 ご説明ください。

【鈴木政策評価官】 財務内容の改善に関する評価ということですけども、確かに中期目標、中期計画で定められた大ざっぱな予算がありまして、それに対して、具体的な毎年度定まってくる予算というのが必ずしもそのとおりに行かないのではないかということもあろうかと思えます。ただ、それについては、年度ごとの財務状況を見た上で、それを改善されていくという状況が積み重なっていくということであれば、それはプラスの評価になっていくと思えますし、必ずしもその5年間の予算の大枠の中だけで、それがあって、その中でうまく話がそのとおりになるかということとは、多少、先生がおっしゃるような形でずれが出てくると思われます。そういった意味で、そこはちょっと積み重ねみたいな形になっていくのではないかと思います。

【北村委員】 多分、そういう形で、結局、中期計画でつくった予算から離れて、年度計画予算の積み重ねの評価という形しかあり得ないのかなみたいな気がするんです。そうしますと、評価項目の評価の目標を評価しなさい、まさにここに書いてある、中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うという、その書きっぷりを実際は変えなきゃしようがないのかなみたいな気がするんですけども。それは先ほどから申し上げますように当委員会だけの問題じゃないので、どう対応するのかということはあるかと思えますけれども。

【岩田分科会長】 確かにご指摘のとおりじゃないかなという気はいたすんですが。この辺のところはもう少し別の議論というのは出てくる可能性はございますか。

【鈴木政策評価官】 あくまで基本的な法体系と言いますか、独立行政法人の評価体系ということになりますと、中期目標期間中の中期計画の予算がある。その予算の範囲の中で、基本的には、各法人の自由な運営のもとに、よりパフォーマンスを上げていくということで、その予算の範囲内で運営を行うというのが、これはやはり基本的に法律なり全省的な統一的に定められた枠として基本はあるわけなんですけれども、ただ、北村先生おっしゃいましたように、その中でかなりいろいろと制約がかかってくる、これがまた毎年かかってくる可能性がある、そういう中にあるものですから、あくまで基本的なスタンスは、ここに書いてあるような財務内容の改善に関する事項ということで、中期計画の予算の作

成と、その当該予算による運営だという、基本は変わらないと思うんですけども、実際のパフォーマンスを算定するに当たりましては、年度予算の積み重ねみたいなことになっていかざるを得ないのかなということは考えられると思います。

【岩田分科会長】 どうもありがとうございました。

ほかにご発言ございますでしょうか。

特にないようでございますので、一応、ご説明は私ども理解したということにさせていただきますたいと思います。それで、議題はまだございまして、スケジュールではちょっと休憩を入れましょうということになっていますので、休憩を入れたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。10分ほど休憩をとりたいと思いますので、ちょっと時間は押し迫ってはいるんですけども、5分の休憩にさせていただきますので、25分から開始させていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

(休 憩)

【岩田分科会長】 それでは、全員おそろいですので、引き続き分科会を始めたいと思います。

研究所より、議題の4の説明をしていただくわけですが、平成17年度及び第1期中期目標期間の業務実績の概要についてということで、ご説明いただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

【佐原統括研究官】 ありがとうございます。

平成17年度の業務実績報告書の概要と、中期目標に係る報告書の概要と、続けてご説明させていただきますたいと思ひます。一部というか、かなりの部分で、つくられたグラフとか表とか絵が重複して出てくる場面がございます。そのあたりはご容赦いただきたいと思ひます。

まず最初に、17年度のほうの業務実績報告書の概要につきまして、ご説明させていただきます。ちょっと時間が押していますので、はしょってしまうかもしれませんが、よろしくお願ひいたします。

まず、この評価がどういうところに置かれているかということ、全体、概要としてまとめさせていただきます。親委員会の存在とか、総務省の委員会の存在とか、そういったものに対しまして、私ども研究所からいろいろ中期計画を提出したり、その中期計画に対して年度計画を出したり、業務実績報告書を提出したり、それに対して、評価委員会から評価勧告をいただくと、こんな仕組みがここに示されてございます。

それから、先ほど森専門官のほうからご説明のありました、中期目標に係る項目の分類の仕方と、単年度ごとの研究評価項目の分類の仕方について簡単に整理いただきましたが、こんなふうなものでございます。大分分類の方が、区切り方が異なっていることをここでご認識いただけたらと思います。

続きまして、17年度計画につきまして、どのように私どもが成果を上げたかということについて触れさせていただきます。まず、ポイントの1としまして、業務運営の効率化関係で、このような視点から整理をさせていただいていますというのを5つ上げてございます。あわせて、業務の質の向上、研究の質の向上等につきましては、研究の重点的实施以下、このような整理の仕方をさせていただいて、以下、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、17年度計画のポイントの1の、業務運営の効率化の、フレキシブルな研究体制の編成につきましてご説明いたします。平成17年4月にまず、先ほどご紹介いただきましたLCM研究センターと、沿岸環境領域を設置させていただきました。研究主監制度を同時に新設いたしまして、17年4月1日には、私のちょうど左手前におります、先ほど津波のご紹介いただきました高橋研究主監を、そして、今年の4月1日には、先ほどLCM研究センターのご説明をいただきました横田研究主監を任命してございます。17年4月には企画管理部に研究計画官を配置いたしましたし、18年3月、つい3カ月ほど前ですが、地盤・構造部の中に3グループ制を導入いたしました。ただし、8研究室体制そのものは維持しながらの3グループ制の導入をいたしました。地盤研究グループ、地震防災研究グループ、構造材料研究グループの3グループでございます。

以下、LCM研究センターの概要はこのような形でございます。これが17年4月に新設されました。ここの体制の人数等につきましては、今年の4月1日時点のものが入っております。沿岸環境領域につきましては、このような3研究室が統合されまして、沿岸環境領域という形で、領域長以下、任命してございまして、これも17年4月に新設されてございます。同時に、領域長以下の人数の数字につきましては、今年の4月1日時点のものでございます。ちなみに、右上のほう、ちょっと画面映っていませんが、ページ番号が振ってあるんですが、ちょっと外れてございます。

経営戦略会議での検討に基づく中の参考事例といたしまして、津波防災研究センター、これはちょっと早くて17年2月にできていますが、これにつきましても、このような形でできているという表を参考にさせていただきました。

現在の組織は、このような状況です。高橋研究主監、横田研究主監が任命されまして、LCM研究センターができました。沿岸環境領域も昨年4月にできまして、研究計画官もできたというように、17年で組織が補強されてございます。

ポイントの2でございます。優秀な人材の確保ということでご紹介させていただきます。まず、外部の優秀な人材の活用ということでございますが、17年度には、博士号を取得しております任期付き研究員を2名採用いたしました。これは目標値も2名ということで目標値を達成してございます。平成18年4月1日現在の任期付き研究員の総数が10名でございます。研究者全体に占める割合は11.2%でございます。これも計画値の5%を達成してございます。

外部の優秀な人材の活用の2といたしまして、ここにご紹介させていただいてございます。特別研究員、原則として博士号を取得している者を、受託事業の円滑な推進のために7名新規採用してございます。17年度の総数はあわせて10名になります。平成16年度になりますが、客員研究者制度を導入いたしました。この制度を利用しまして、平成17年4月1日に、海岸工学分野の世界的リーダーの方、そして、今年4月1日には地盤工学研究の世界的権威の方に客員フェローとして就任していただいております。

また、18年3月には、コンクリート劣化に関する研究者を客員研究員として受け入れてございます。

また、優秀な任期付き研究員を任期付きでない研究員、パーマネントの研究員として任用する制度を検討しまして、これを運用することといたしまして、17年6月に第1号の者を任用してございます。博士号取得につきまして、奨励いたしました結果、平成17年度中に2名が新たに取得いたしました。18年4月1日におけます研究者総数に占める博士号取得者の割合は42.5%と、非常に高い割合になってございます。

ポイントの3でございます。研究者評価システムの導入でございますが、ご承知のとおり、我が研究所独自のシステムに基づきまして、適切かつ公正な研究者評価を17年度も実施してございます。特に17年度からは、特別研究員、非常勤の方でございますが、この方も研究者評価の対象として実施してございます。そして、際立って評価の高い研究者につきましては処遇を実施しているという形でございます。評価の仕組みは、下のほうのグラフのような形でございます。主任研究官から室長までのクラスは部長が一次評価いたします。部長、特別研究官につきましては、私、統括研究官のところで一次評価。部長で一次評価されましたものは二次評価を統括研究官、最終評価は理事長にさせていただくとい

う仕組みで運用させていただいてございます。

ポイントの4でございます。研究者の競争的配分制度の創設でございますが、研究費の競争的配分制度につきましては、17年度は特別研究を5件、総額で4,650万円の研究費でございます。特定萌芽的研究につきましては7件、総額で1,817万5,000円を配分してございます。先ほど、研究者評価に処遇とありましたが、評価に基づく研究費の追加配分というのをやっております。これは7つの研究室と、領域とかその他のものがございます、7研究室等に350万円を配分してございます。この5年間の推移を見ますと、こちらのグラフのような形になってございます。一番下の、ちょっと赤みがかかった色のところが、研究者評価に基づく研究の傾斜配分、真ん中の白っぽいところが特定萌芽的研究費、そして一番上の青っぽいところが特別研究費の推移でございます。

ポイントの5つ目でございます。一般管理費の削減ということで、17年度のことを述べさせていただきます。前年度に引き続きまして、業務の外部委託を実施というのがございます。これは各種電気機械、消防等の設備の保守点検業務以下、このような業務につきまして外部委託をやっております。18年4月から研究所が非公務員化されることを機会に、社会保険に関する業務及び労働基準法に基づく各種協定書に関する業務を、開業社会保険労務士に委託することを検討してございまして、平成18年4月から外部委託を実施してございます。

また、業務改善委員会におきましては、原則毎月1回開催してございますが、照明器具のより効率の高いものへの入れ替え、ハイブリッド車の導入、海外出張手続の省略化等の成果を上げてございます。

一般管理費の抑制につきましては、17年度の一般管理費は1億2,251万円ということで、16年度の実績、1億2,251万6,000円をわずかでございますが下回るということで、目標を達成いたしました。全体の5年間の動きは下のグラフのようでございます。

それから、新たなポイントとして業務の質の向上に関するポイントでございます。そのうちのポイントの1、研究の重点的实施、3つの重点研究領域に関します重点的实施についてでございます。これにつきましては、重点研究領域と研究テーマの関係を、簡単に、まず最初にご紹介させていただきます。先ほどの新しい中期計画とまたちょっと分類が違いますので、話がこんがらがらないようにしたいと思います。

まず1つ目は、港湾海岸空港等の整備等に係る効果的諸課題に関する原理現象の解明で

ございまして、これにつきましては、中期計画で研究テーマを7テーマ設定してごさいます。

2つ目は、国家的、社会的要請への対応ということで、これにつきましては中期計画の中で11テーマ設けてごさいます。

3つ目が港湾・海岸・空港等の効率的・効果的な事業実施への支援ということで、こちらにつきましては12テーマ設けてごさいます。

このような重点研究と、それに伴います研究テーマの設定でございまして。それぞれの研究テーマごとに、また今度は研究実施項目を定めてごさいますが、平成17年度に關しましては78研究実施項目の研究を実施してごさいます。これも目標値を達成した形になってごさいますが、各年度の研究テーマの実施状況につきましては、この表にあるとおりでございまして。また5カ年のところでも出てくるかと思ひます。

それぞれの最重点研究領域、研究費をどのように配分したかということですが、その配分比率は各年度ごとにこのようになっているというグラフがここにございまして。13年度には71%台だったものが、15年度以降、90%前後で推移してごさいます。平成17年度に關しましては88.5%の重点的な配分でごさいました。中期期間としての目標値は78.4%です。17年度の単年度での目標値としましては、85から90%ということを設定しましたので、その範囲におさまっているということでごさいます。

続きまして、重点研究課題の設定と、これによる研究の重点化の一層の推進でございまして、17年度計画では、下の表の1番から7番までの7研究課題が設定されてごさいましたが、ご承知のとおり平成16年度に台風被害等、非常に大きなものがございまして。これに対応するということをお考えまして、長周期波など、波と流れの特性を考慮した海浜変形予測に關する研究と項目を追加いたしました。あわせて8重点課題を設定した上で、特別研究による研究費の重点配分、研究体制の強化等で重点化を推進いたしました。

特別研究の実施につきましても同様でございまして。当初の17年度の計画では、右の17年度の枠の中の上の4つ、5番から8番の項目について想定してごさいましたが、先ほどと同様の理由によりまして、9番の項目が追加になったということで、特別研究が5課題実施されております。

萌芽的研究でございまして。特定萌芽的研究を、年度当初に決定していた研究に加える形で追加募集を行ひまして、4件を追加採択いたしまして、17年度では計7件実施してごさいます。総研究費は前年度並みを維持して1,800万円ほどでございまして。そして、特

定萌芽的研究の成果をもとにいたしまして、外部の競争的資金を獲得したり、外部の在外留学制度によって大学での研究を行ったり、国内研究を行ったり、そして、国際会議で研究成果を発表したり、特許を出願して特許をとったりということで、成果が徐々に結実してございます。実施件数につきましては、16年度の8件に対して17年度は7件ということでございますが、順調な成果を上げていると考えております。

続きまして、外部の競争的資金の活用ということでございます。外部の競争的資金につきましては、非常に厳しい環境にさらされておりますが、科学技術振興調整費等61件を応募いたしました。その中で9件が採択されております。継続12件を含めると17年度に実施したものは合計21件になります。

全体の傾向として、その中でも特にこのような変化がございました。研究所が単独、または共同研究機関の代表として獲得したものが中期計画期間中最高の12件になったということでございます。下のグラフの赤い部分でございます。これが単独または代表として実施したケースでございまして、着実に増えてきているということでございます。

そして、業務の質の向上のうちのポイントの2でございます。研究評価体制の整備ということでございます。研究評価体制につきましては、これまでもたびたびご説明いたしておると思いますが、3層3段階という研究評価を実施してございます。まず、3層につきましては以下にご説明させていただきます。部内評価会ということで、研究部長を委員長とした評価会を行ってございます。それを受けまして、部長が内部評価委員会に結果を報告するという形で、内部評価委員会を行っています。これは理事長を委員長としまして、研究所内の幹部のメンバーで構成されているものでございます。

そして、その結果をもちまして、今度は外部評価委員会を行います。一番最初に、いろいろな委員会の表の中にも出てきました委員会でございます。これには理事長が内部評価委員会の結果を報告するという形で外部の先生方のご意見をちょうだいする、そして、審議・評価をしていただく、このような3層の構造になってございます。

そして、3層3段階の、3段階のほうでございますが、時間的な流れで3段階ということでございます。まず、事前評価ということで、研究着手前の評価がございまして、研究着手の妥当性について評価していただく。そして、研究が始まりますと、その進捗状況に合わせて、研究環境の変化等に合わせた修正も含めて、評価を中間評価として行っていただきます。そして、最後に、事後評価ということで、研究が終わった後、当初の目標に対する達成状況や、その成果がどのように上がったか、その成果がどのように活用された

か、そういったことについて評価していただく、このような形になっています。

ポイントの3つ目でございます。共同研究、研究交流の推進でございます。まず、共同研究の推進に関しましては、大学、そして研究機関、民間企業との間で共同研究協定を締結しまして、40件の、相手先は延べ68機関になりますが、共同研究を実施してございます。これは目標値として35件というのを17年度計画で想定していたしましたので、これを達成してございます。特にハリケーン・カトリーナによる災害に関する共同調査や、スマトラ沖大地震及びインド洋津波の被害、原因究明のための共同調査を実施しているというのが特徴的なことでございます。この5年間の累積件数の推移は下のグラフのようでございます。目標がピンク色の線でございます、実績が青い線でございます。

そのうちの幾つかをご紹介させていただきます。1つは、ハリケーン・カトリーナによる災害の共同調査ということで、ハリケーン・カトリーナが8月下旬に起こってからすぐに駆けつけたという調査でございます。その結果が上のほうの写真に紹介されておりますし、そのハリケーン・カトリーナにつきまして、先ほど、津波センターのセンター長としてお話しいただいた高橋重雄さんが、ナショナル・ジオグラフィックというチャンネル、これはかなり権威のあるチャンネルでございますが、こちらのほうで紹介をいただいているということがございました。

それから、研究交流の推進という切り口でございますが、外部研究者の受け入れ以下、このような項目につきまして、17年度実施の件数を右のほうに述べさせていただきました。外部研究者を11名、国際チームの主催共催を19件という形でやっております。長期在外研究につきましても、平成17年度、この数字は単独というか、延べで2年にまたがっている人がダブルカウントになったりしていますが、長期在外研修が3名、中期在外研修が1名という形で実施しております。

研究協力協定でございます。15年度、16年度という形で積み重ねてきております研究協力協定、17年度も新たに、一番下の囲いの中にありますような4機関と結ばせていただきました。メキシコのIMTでございますが、こちらと、カリフォルニア大学のバークレイ校とサンディエゴ校、東京大学の生産技術研究所、この4カ所と結ばせていただいております。調印式の様子が右下の写真でございます。

主催・共催いたしました国際会議の代表的なものは、APEC-EqTAP津波ワークショップ、これはインドネシアのジャカルタで文科省や外務省、インドネシアの研究技術省等と共催をして行いました。特に先進国における防災技術開発と、発展途上国における

防災技術の適応事例を同時に報告したということで、意義のある会議だったと評価されてございますし、第2回国際沿岸防災ワークショップにつきましては、今年1月、研究所と沿岸技術研究センター、国際航路協会日本部会、アジア土木学協会連合協議会との共催によりまして東京で行いました。これは当初、津波防災の話が中心の予定でございましたが、先ほどもご紹介いたしました、ハリケーン・カトリーナの調査報告も含めて実施いたしまして、多くの関心を寄せていただいたところでございます。

続きまして、4つ目のポイントでございます。研究成果の発表、研究報告書の刊行、国民への情報提供等のものがございます。私どもの行っている研究をより広く知っていただくための活動でございますが、まず1点目で、査読付論文数の推移ということでご紹介させていただきます。17年度、査読付論文数が131点ございました。これは目標値を達成してございます。英文論文発表のための語学研修等の支援制度を充実させたことによりまして、英文論文数はうち66編、ちょうど半分ぐらいを達成することができました。研究者の論文が評価された結果、土木学会の論文奨励賞をはじめ、7名の研究者が論文に関する賞を授賞してございます。査読付論文数等の推移は、下のグラフのようなものになってございます。青い実線が実績、青い点線が目標値、赤い実線が英文の実績、赤い点線が英文の目標値でございます。

研究報告書の刊行でございますが、港湾空港技術研究所の研究所報告を年4回刊行してございます。これにつきましては、国内外の800機関に各850部を配付してございます。これは目標値を達成してございまして、同資料につきましても、年4回刊行いたしまして、650機関に700部ということで、目標を達成してございます。

このほか、この報告資料の概要版につきましては、日本語版と英語版でデータベース化いたしまして、外からのぞけるようになってございまして、キーワードでの検索も可能という仕組みになってございます。

そのほかに、国民への情報提供といたしまして、広報紙を発行しておりますし、研究所のホームページの充実に努めてございます。また、テレビ等のメディアによりましても、積極的に情報発信を行っているところでございますし、この後ご紹介いたしますが、非常に好評を博したというか、人気を集めました一般向けの公開等を行ったりしてございます。一般向けの講演会を行ったり、総合学習講座、それから、全国の土木系女子学生が集まって会をやったりと、いろいろなことを行っております。以下に簡単にご紹介をさせていただきます。

まず、実験研究施設の一般公開でございます。この5年間の推移は上のグラフのよう
ございまして、17年度が突出しておりますのは、ちょうど先ほど説明させていただきました、
津波のいろいろな実験がメディアに非常によく流れたということがございまして、
皆様方の関心も高かったということでございます。そのときの様子が下の写真でございま
すが、この中で、先ほどもご紹介がありました津波の実験装置につきましては、ディズニ
ーランドのスペースマウンテンとかあいったものに並ぶ以上の待ち時間になって、非常
に好評を博したことから、関心の高さのあらわれとわかったものでした。

メディアを通じました情報発信につきましては、以下のようなものがございました。N
HKのニュースで取り上げられたり、ちょっと高級なサイエンス番組であります「サイエ
ンスZERO」で取り上げられたり。ちょっと楽しい番組でございます「タモリ倶楽部」
で取り上げられたりということでございます。学生さんたちを呼んでのサイエンスキャン
プも、下のようになぎやかな、和やかな雰囲気の中で実施されてございます。

そして、最後のポイントでございますが、技術移転の実施、知的財産権の取得・活用等
についてでございますが、技術移転に関する取り組みといたしましては、講習会、研修生・
実習生の受け入れ、それから、国が行っています技術者に対するさまざまな研修、技術委
員会への委員としての派遣、さらに、海外の技術協力に関します講師の派遣、JICA等
でございますが。あと、地方整備局を対象といたしました研究成果の報告会等、この表に
あるとおりに行ってございます。特に研修生19名、実習生44名、これは数値目標が定
められておりました。計63名は目標値の50名を達成しております。

大学等への講師等の派遣につきましても、このグラフにあるように順調に増えてござ
います。客員教授、客員助教授、そして、非常勤講師でございますが、客員教授、客員助
教授が順調に増えてきているのが特徴でございます。

知的財産権、いわゆる特許の関係でございます。17年度の特許出願件数は17件でござ
います。顧問弁理士を招きまして、特許を出すための研修を行ったり、相談を行って
います。それぞれ1回、11回ということで、ほぼ毎月何らかの形でやっているということ
になります。特許権の適切な管理、利用促進等につきまして、知的財産管理活用委員会と
いうものを設けまして、ここで十分な検討をしてございます。そして、取得いたしました
特許につきましては、国土交通先端技術フォーラム等への出典とか講演によりまして、所
有特許の利用促進に努めました。その結果、下のグラフにありますような特許の出願件数
になってございます。

平成17年度の施設整備でございます。水中作業環境再現水槽等の整備を推進してきました。先ほど、18年度の中で簡単にご紹介いたしました、水中作業環境再現水槽、左の下の写真にあります水槽でございますが、これが昨年度完成してございます。そして、昨年度から、環境水理実験水槽の整備に着手してございます。そのほか、既存施設の維持補修を着実に実施しておりますし、適切な維持補修のための専門業者のヒアリング結果に基づきまして、維持補修計画を策定してございます。

17年度につきましては以上でございます。

引き続き中期目標に対する業務実績の概要についてご報告をさせていただきます。資料が2-3になろうかと思えます。体制につきましては先ほどと同様でございますし、次のスライドに示されている種々の機関等の関係につきましても、先ほどご紹介したようなことでございます。今回、久しぶりに中期目標という区切りになりましたので、先ほどとちょっと趣向を変えまして、目標に対する実施状況という形で、年度計画とちょっと仕切りが違いますという視点から整理させていただきながら、ご紹介させていただきたいと思っております。

まず、組織運営に関しまして、組織の継続的な見直し、グループ研究体制の採用等の措置を講じた弾力的な組織運営の確保ということで、目標が策定されてございます。実施条件につきましては、先ほども年度計画でいろいろご紹介したとおりでございますが、研究主監の任命、それから、それぞれの研究部の運営の仕方の見直し、そして、津波防災研究センター、LCM研究センターを新たに設置したこと、企画管理部に研究計画官を新設、調整官も新設、これは16年度でございます、客員フェロー制度を整備・充実したという形でございます。

そのほかにも、グループ研究体制の採用ということで、羽田空港の再拡張プロジェクトチームを編成して取り組みました。特別研究との連携研究グループも編成しました。組織運営のためのその他の対応といたしましては、幹部会、経営戦略会議の開催等でございますし、国土交通省の幹部の方たちとの意見交換の実施やら、理事長と職員の意見交換の実施等を実施してございます。以下、こちらに示されたようになっておりますが、最後のところでございます、非公務員化への準備グループを設置しまして、今年度から始まった非公務員化への対応をしっかりとやらせていただきたいということでございます。組織につきましては、先ほどお示ししたものと同じでございます。

続きまして、人材活用という項目でございますが、任期付き研究員の受け入れの拡充、

研究所内の競争的環境の形成を通じた人材活用の推進でございます。任期付き研究員の受け入れにつきましては、博士号を取得している任期付き研究員を、13年度の5名から17年度10名に拡充いたしました。また、任期付き研究員の無任期付き研究員への任用制度の創設と、その任用をいたしました。これは17年度、先ほどご紹介したとおりでございます。

研究所内の競争的環境の形成といたしましては、研究者評価システムを導入いたしてございますし、研究費の競争的配分制度を導入してございます。

人材活用のためのその他の対応ということで、以下のものをご紹介させていただきます。受託研究のための円滑な実施のための特別研究員、これは原則として博士号を持っている者でございますが、これを採用していく。それから、客員研究制度を導入いたしまして、客員フェローのお二方の先生を招聘してございます。その他の採用形態によります優秀な人材の確保といたしましては、割愛、選考採用の博士号取得済みの研究者が中期目標期間を通じて在籍しておりますし、非常勤職員であります博士号取得済みの特別研究員も在籍してございます。

さらに、従来から研究所に在籍しております博士号未取得研究者に対しましても、博士号の取得を奨励しました結果、研究者の総数に占める割合は、13年度は約3分の1の33%でしたが、17年度は約43%に増加してございます。

任期付き研究者の割合は、このようなこととございます。11%そこそこのところになっております。

運営費交付金による研究所内の競争的研究費の推移も、先ほどご紹介したグラフのとおりでございますし、研究者総数に占める博士号取得者の比率も、このような3分の1ぐらいの33%から四十数%に増えてきてございます。

続いて、業務運営についてでございますが、これは目標では、提携的業務の外部委託、一般管理費の削減ということで、総額を2%程度抑制しますということによりまして、業務運営を効率化しますということになってございます。定型的業務の外部委託につきましては、その表の中にございますように、13年度から着々とやっております。最初に保守点検等の業務をやりまして、15年度には広報誌の発送等の業務、16年度からは公用車の運転と給与の計算、17年度には受託研究の契約・精算という業務に外部委託等を行いました。

一般管理費の削減につきましては、中期目標期間における一般管理費の削減率が3.2%

ということで、総額を2%程度抑制という目標を達成してございます。グラフにちょっと入ってございませんが、一般管理費の推移はこのような形でございます。一番最後の年は16年度とほぼ同じ数字になっています。研究の重点的实施でございます。重点的研究領域の研究を着実に実施するとともに、重点研究領域の研究費の全研究費に対する配分比率を初年度の71.3%から10%程度増加させましょうということでございます。この実施状況につきましては、研究の着実な実施を行ってございます。長期目標で指示された3重点研究領域に対応しまして、中期目標で30研究テーマを設定いたしまして、毎年度評価のプロセスを経まして実施項目を設定してございます。研究費の重点配分につきましては、研究費の配分比率が、この3年ほど、約90%を維持してございます。

研究の重点化の推進のための重点研究課題の設定につきましては、15年度から実施してございまして、中期目標期間において、津波に関する研究、沿岸域の有害化学物質に関する研究、東京湾の環境観測に関する研究、沿岸域の流出油回収に関する研究、ライフサイクルマネジメントに関する研究等、10の重点研究課題を設定しました。

重点研究領域における特別研究の実施につきましては、中期目標期間において9件の特別研究を実施しまして、研究費総額は約2億2,400万円、大体1特別研究当たり平均いたしまして約2,500万円になってございます。

その他の対応といたしましては、重点研究領域に対応しました施設を優先的に整備いたしました。例えば、沿岸化学物質メソコスム実験施設とか、X線CT装置とか、海上漂流油回収環境再現水槽等でございます。

また、重点研究課題に関する実験を広く公開してございます。東京湾ベイトゥルース観測施設の公開、大規模津波公開実験、LCM研究センターの研究成果の報告会等でございます。研究テーマと研究実施項目は、先ほど17年度のところにも出ましたグラフのとおりでございます。配分比率の推移も10%増やすということ達成してございます。9件の特別研究も先ほどの表のとおりでございます。重点的に整備された施設の事例でございますが、海上漂流の環境再現水槽、X線CT装置、水中作業環境再現水槽、コンクリート試験体の製造養生装置、沿岸化学物質メソコスム実験施設、こういうふうな形で施設が整備されてございます。

実験等の公開事例につきましては、大規模津波公開実験等につきまして紹介させていただいています。かなり迫力のある実験でございまして、テレビで紹介された後、反響が非常に大きかったと記憶してございます。

L C M研究センターの活動報告会につきましては、久里浜の会議室を利用させていただきました。写真のような形で実施させていただきました。

続いて萌芽的研究への対応でございますが、将来の発展の可能性があると想定される萌芽的研究への的確な対応という目標につきまして、実施状況といたしましては、先ほど理事長のほうからご説明させていただきましたように、萌芽的研究の中で有望なものを特定萌芽的研究と位置づけまして、研究所内の応募の中から採択してございます。中期目標期間におきましては、31件の実施をしてございます。ちなみに応募は64件ございました。研究費総額はおよそ8,000万円。1件当たり直しますと250万円ほどになります。

特定萌芽的研究という特殊な研究でございますが、そのための配慮として次のことを行っております。研究の芽を摘み取らないということが大事でございます。部内評価会で事前評価を行わない、また、研究成果の事後評価も行わないということを徹底しました。その代わりとして特定萌芽的研究の結果の発表会を行いました。特許出願が考慮されているものにつきましては、特定萌芽的研究Bという形で、研究結果の外向けの発表を1年間とめるという措置も実施してございます。また、こういう特殊な研究でございますから、研究の中止とか研究費の変動、途中でごめんなさいという形の中止も認めるという制度にしてございます。特定萌芽的研究の成果をもとにいたしまして、先ほどもご紹介いただきました、外部の競争的資金をとったり、特許出願等の成果が出てきてございます。実施件数の推移はこのグラフの通りでございます。

続いて、外部資金の導入、活用でございますが、外部の競争的資金を積極的に導入しますという目標でございます。外部の競争的資金につきましては、中期目標期間において実施総件数は110件でございます。内訳は、その下にございますように、科学技術振興調整費の13件以下の概要でございます。獲得総額に直しますと約4億6,000万円でございます。研究所が単独、または共同研究機関の代表として獲得したものは31件、13年度の4件から17年度の12件、顕著な増加を示してございます。87件につきまして、延べ227機関との連携によりまして、共同研究という形で実施してございます。獲得促進のためのマニュアルをつくったり、講演会の開催等を実施して獲得に努めているところでございます。

また、生い立ちから、当然のことでございますが、国土交通本省や同地方整備局、防衛施設庁等、国の機関から394件、地方自治体から7件という形で、受託による研究をたくさん実施してございます。5カ年で合計413件、総額67億円の受託研究という形で

実施させていただいております。

外部の競争的資金の取り組み、これも先ほどご紹介したグラフのとおりでございます。代表的なものとしたしまして、GPS波浪計の研究開発がございますが、これも一番最初にご紹介させていただきましたので、はしょらせていただきます。

続いて、研究評価体制の整備ということでございますが、研究項目の設定とか、研究成果に対応する内部評価、外部評価の実施、そして、その評価結果を活用するということが目標でございます。研究評価体制でございますが、先ほどもご紹介いたしました、3層3段階の評価方式をとってございます。この研究評価は、原則年2回実施してございます。7月末までに前年度の終了研究の事後評価を実施いたします。翌年3月末までに、翌年度に実施する新規項目の事前評価と、継続項目の中間評価、そして、翌年度の研究計画の事前評価を実施してございます。この評価結果につきましては、ホームページで公表させていただきます。

研究評価結果の活用といたしましては、こちらに書いてございますように、事後評価につきましては、当該年度研究実施の充実、翌年の研究計画の立案、事前評価につきましては、研究計画の修正・確定、研究費の配分に活用させていただいております。

他機関との有機的連携に関する事項についてでございますが、内外の大学研究機関等との共同研究等によりまして、他機関との有機的連携を強化するという目標を掲げてございます。この実施状況につきましては、中期目標期間において209件の共同研究を実施してございます。大学、研究機関、並びに民間企業との間で研究協定を締結した上で実施してございます。連携機関につきましては延べ416件でございます。民間が283社、大学は48校、他の独法につきましては16法人、国、公団、地方自治体で15機関、その他54機関でございます。

外部の競争的資金による研究におきましても、同様に共同して87件を実施してございます。その意味では、広義の共同研究といたしましては合計296件ということになります。その中には、下に紹介しているようなピサの斜塔のようなものとか、スマトラ沖のようなものとかございます。これについて、また後で写真が出て参ります。

他機関との有機的連携を強化するためのその他の対応といたしまして、研究交流の推進ということをやっております。中期目標期間におきましては、57件、国際会議を主催、また共催してございます。ここにご紹介したようなものでございます。国内で開催されました342の国際会議に研究者が延べ932名派遣されてございます。国外開催の国際会

議には、国際標準化を目的としたISOとかCENの会議等に、274の国際会議に延べ437名派遣してございます。現に、今ちょうどISOのワーキンググループがありまして、私どもの研究所の研究者が1名派遣されているところでございます。

研究所独自の制度とか他機関の制度を利用しまして、長期、一、二年のもの、中期2カ月程度の在外研究に6名派遣してございます。

以上の国際会議、在外研究におきまして、海外へ派遣した総数につきましては、564名、1年当たり100名を超える人数になってございます。また、先ほどもご紹介いたしました研究協力協定を結びました機関は合計11機関に達してございます。

共同研究の実施件数の推移につきましては、このグラフのとおりでございます。目標件数がピンク、実績が青でございます。国際的な共同研究の事例といたしましては、十勝港での耐震性向上に関する実物大実験、ドーンと大きな衝撃を与えて、実際に液状化を調べたりしてございます。また、ピサの斜塔での地盤調査技術の国際化のための共同研究がございまして、倒れてはいないから大丈夫だと思います。

研究交流の実績といたしましては、先ほど出ていた表のとおりでございます。外部研究者の受け入れ等、このような5カ年の実績になってございます。

国際会議の事例については、先ほどご紹介いたしました、UJNR、CESTパネル、津波防災に関する国際シンポジウム、日・墨・土（日本・メキシコ・トルコ）港湾水理ワークショップの実例を紹介させていただきました。

研究成果の公開・普及及び技術移転に関する事項でございます。研究成果を積極的に公表します。査読付論文数を10%程度増加ということで、358編程度に相当しますが、目標を掲げておりまして、そのうちの英文の論文比率を50%程度に引き上げます、そういう目標になってございます。講習会の開催等による研究成果の普及と、知的財産権の取得・活用ということで、知的財産権に関しましては、出願件数を10%程度増加させるということで、これは50件程度に相当する目標値でございます。実施状況でございますが、積極的な研究成果の公表につきましては、査読付論文が合計643編に達しました。このうち英文論文は325編ということで、英文比率が50.5%ということになり、中期目標の50%を達成してございます。ちなみに、643編も358編という目標を達成してございます。

研究報告書の刊行につきましては、先ほど来ご紹介いたしておりますとおり、年4回刊行し800機関、並びに650機関に、850部、並びに700部を配付するという形に

なっておりますし、概要につきまして、日本語版、英語版の双方でデータベース化しております。そのため、ホームページ上でキーワードでの検索が可能となっております。

もう一つ、港湾空港技術研究所報告、資料という形のものにつきましては、非常に厳格な診査と優秀な報告資料の表彰をしております。研究成果の普及、その他のものとして、国民への情報提供という形で一般公開等実施しております。中期目標期間に合わせて6,700名が当研究所を訪れていただきました。講演会につきましても毎年度3回開催しております、中期目標期間には3,700名の方に聴講していただきました。総合学習講座は毎年度10回以上、サイエンスキャンプは大体毎年10名程度の参加をいただいております。技術移転の実施、大学への教授等の派遣、連携大学院制度による研究者・技術者の養成支援、研究者の大学への転出等、ここに紹介させていただいているとおりでございます。

中期目標期間中の特許出願件数につきましては合計76件、中期目標の50件を達成しておりますし、特許実施料の収入は、中期目標期間においておよそ5,100万円という形になっております。

以下、査読付論文の数字のグラフは先ほどのとおりでございます。機会をとらえた研究成果の普及という形で、長岡技術科学大学との連携大学院制度、子供防災大学、全国土木女子学生の会が当研究所を見学に来たというようなものをご紹介させていただいております。

特許の出願件数は、76件ということで、先ほどご紹介したとおりでございます。

研究所の特許料収入ですが、年度別推移は右のグラフのとおりでございます。1,000万円以上の大学が8大学という記事が、ちょうど先週、朝日新聞に載りましたが、我が研究所も年度平均に直しますと1,000万円程度ということで、この辺と比べていただくと、そこそこ頑張っている姿が伺えるかと思っております。

研究者評価の実施に関する事項でございます。適切な手法により研究者評価を実施するという目標に対しまして、平成14年度から「研究者評価要綱」に従いまして研究者評価を実施しております。平成14年度には研究室長以下の63名、平成15年度は、ワンランク上げまして部長級以下の67名、平成16年度も同様でございます63名、17年度も同様でございます69名が実施しております。

評価結果につきましては、理事長コメントを中心に据えまして、各研究者に書面で通知しております。評価結果の高位者につきましては理事長表彰、そして、研究室に研究費

の追加配分、中期・短期の在外研究の承認という形で、合計23名の者がこの制度を利用し在外で研究をしてございます。

評価者と被評価者間の意思疎通を図るためのアンケート調査も実施してございます。そして、研究者評価制度の改善点を検討しているところでございます。研究者評価システムにつきましては、先ほどもご紹介いたしましたように一次評価、二次評価、最終的に理事長への評価という形になってございます。

国土交通大臣の指示への対応に関する事項でございますが、国土交通大臣の指示に迅速・適切に対応するという目標につきましては、大臣指示への適切な対応のための災害対策マニュアルの策定と予行演習を実施してございます。13年度にまず災害対策マニュアルを策定いたしまして、13、14年度は、地震災害を想定した所内防災訓練と、専門家チームの派遣訓練を行いました。15年度は、地震災害を想定した所内防災訓練、及び油流出事故の発生を想定しました専門家チームの派遣訓練を行いました。16年度には、地震津波災害を想定した所内防災訓練と、専門家チームの派遣訓練を行いました。17年度、昨年度は、地震災害を想定した所内防災訓練、及び専門家チーム派遣訓練を、この抜き打ち的というところがみそでございまして、抜き打ち的に実施しました。予行演習とか、実際の災害時の専門家チームの派遣等の経験を踏まえまして、マニュアルの改定を行うとともに、災害時派遣用のユニフォーム等の備品の装備も進めてございます。ちなみに、このような場所でございますので、陸上交通の足が途絶えたときのために、近隣のマリーナとの海上緊急輸送に関する協定も締結してございます。

国内の災害発生時に実際に対応したのものについて、ご紹介させていただきます。15年度には地震災害で2件、台風災害で1件、16年度には地震災害1件、台風災害6件、17年度は台風災害の3件に対応するなど、研究所の専門家チームを派遣いたしまして、国とか自治体等への積極的な技術支援を行っております。

先ほど来たびたび話に登場しておりますスマトラ沖大地震、及びインド洋津波に対する対応につきましては、発生しました12月26日の直後、国土交通省港湾局長の要請に対応いたしまして、12月30日、まさに年末年始の休暇中でございますが、第1陣を研究所調査団として現地に派遣いたしました。

地震発生前から開催が決定しておりました津波関連の国際会議、これはちょうど神戸の地震から10年を記して行った会議でございますが、この会議におきまして、研究所調査団の時宜を得ました現地調査報告を実施してございます。

2月1日には、先ほど来紹介されております津波防災研究センターを設置いたしました。あわせて16、17年度に派遣しました現地調査団は10件になります。うち8件は当研究所が組織したものでございます。関連する国際会議は、研究所主催・共催あわせて7会議でございます。国外でも2会議開催してございます。17年6月にはテレビにたびたび報道されました大規模津波実験を公開してございます。それと、記憶に新しいハリケーン・カトリーナの高潮災害の対応でございますが、8月29日に発生しました災害時には、当研究所の研究者が、米国土木学会が組織しました第1次の現地調査団、9月21日から26日に参加いたしました。日本人土木研究者としては初めての現地調査という形になります。

17年10月25日から31日の第2次調査団には、研究所から3名が行ってございます。

財務内容の改善、先ほど来話題になっていました、中期計画で策定した予算による研究所運営としか目標はなってございません。中期計画で定めた予算を適切に実施しておりますとしかここでは書きようがなかったかなと思っています。

財務に関するその他の対応でございますが、剰余金の使途につきましては、目的積立金を使ってございます。これを活用いたしまして、社会的重要性の高い研究の円滑な推進のための研究施設の充実、また、スマトラ沖大地震、及びインド洋津波被害、国内の台風災害に関連した調査団の派遣、国外の大学等との幅広い研究連携推進のための研究者派遣をこれで実施してございます。

短期借入金と財源譲渡に関する事項については該当がございません。

施設整備に関する事項でございますが、研究施設の計画的な整備、及び研究施設の適切な維持・補修ということでございます。当初、中期計画に想定されておりました施設は5施設でございます。これに加えまして、13年度、14年度に計画を変更いたしまして、7施設の整備という形になりました。補正予算等、積極的な予算確保によりまして、17年度までに6施設が完成しております。残りの1施設も、先ほど来ご紹介いたしておりますように今年度完成予定でございます。

適切な維持・補修につきましては、実施を行うと同時に、維持・補修計画を策定して行っております。この維持・補修計画の専門家の意見を存分に取り入れて計画を立てているものでございます。

そのほかといたしまして、スマトラ沖大地震、及びインド洋津波災害の原因究明に、大

規模波動地盤総合水路が多大な貢献をしたことをご紹介させていただいております。

以下、整備した施設でございますが、沿岸化学物質メソコスム実験装置は、変更によりまして追加されて、13年度、14年度整備しました。デュアルフェイスサーペント型造波装置につきましては、当初計画どおり実施いたしました。X線CT装置も当初計画どおりです。コンクリート試験体の製造及び養生施設、これも当初の計画どおりでございます。海上漂流油回収環境再現水槽につきましては、変更によって追加して実施したものでございます。水中作業環境再現水槽も当初計画どおりでございますし、今年度完成予定の環境水理実験水槽につきましても、当初の計画どおり実施を進めてございます。

人事に関する事項でございますが、業務を確実にかつ効率的に遂行するため、研究者をはじめ職員を適切な部門に配置するということでございますが、その適切な配置に当たりまして、特に研究者の配置に当たりましては、研究者の経験、専門等を考慮するとともに、研究者評価の結果を踏まえて適切に配置してございます。年功序列にとられない人事を実施してございます。中期目標期間におきましては職員を3名削減してございまして、17年度の職員数は110名になってございます。経営戦略会議の検討に基づきまして、研究業務の効率化のため、センターを2つと1領域の新組織の設立は行いましたし、増員すべき研究室への研究者の優先的配置を行っております。常勤職員が削減される中で、このようなものを達成して実行しております。

津波防災研究センターとLCM研究センターには、研究の核となります研究者をセンター専任の研究者として任命してございます。年度末の常勤職員数の推移は、このグラフのとおりであります。

特記事項で、自主改善努力を最後にご紹介させていただきます。13年度の実施状況でございますが、実験施設の効率的な運用ということで、電力使用のデマンドコントロール等5件を行っております。14年度は、空調設備へのガスヒートポンプの導入等、3件行っております。15年度につきましては、防災教育絵本の創作による啓発活動等3件実施してございます。16年度は、大型実験施設と、これに必要な貯留水槽間の送水管の適切な整備による実験の効率化等4件。

最終年度の17年度は、海外出張手続の効率化等2件、実施させていただきました。

以上で17年度の単年度の業務実績と、中期目標期間の実績につきまして、概要をご報告させていただきました。長時間のご清聴、どうもありがとうございました。

【岩田分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いしたいと思います。

【黒田委員】 2点についてお尋ねしたいんですが、まず1点目は、研究者の、職員も含めまして、3名削減だったですか。そういう削減された効果と言いますか、効率性、と同時に私がちょっと心配しているのは、もう少し、これ、5年間の過去を振り返る業績評価なんですけれども、次のまた5年、その次の5年、10年見通していった場合に、研究者の内部の年齢分布というものがどうなってきたのかということと、将来の研究所の維持・発展を考えると、今の年齢分布は非常に重要な視点ではないかと思うんです。このあたりがどうなっているのかというのが質問の第1点です。

それから、第2点が、知的財産の所有に関して、年間大体1,000万円強が特許料収入として入っているということですが、これを実際に稼いでいる特許の件数は何件で、どれが一番稼いでいるんだろうということと、申請コストと、特許維持コストと、それから、ペイバックされてとっている収入、このバランスはどうなっているか、ちょっと教えてほしいんですけど。

【小和田理事長】 特許の話から先にご説明します。私どもの研究所が特許権を持っているものが約100件、それから、出願中の特許、これは、出願中と言えども、ある種の権利を有するわけですけれども、それが約100件、或いは80件か90件、それだけのものがありますけれども、実際の私どもの収入につながっているものは、ざっとオーダーですけれども、毎年5つ、6つの特許であります。極めて限られた特許について収入が上がっているということが言えます。

それから、収入とコストとの関係でございますが、コストのメインは、再三説明に出てきましたように、特許弁理士に支払っているお金でございます。トータル的に5年分ざっと見ますと、2対1か、2.5対1ぐらいで収入のほうが多い、コストも半分か4割かかっているという、ざっとそんな感じでございます。

次に、第1期の5年間で3名の常勤職員の減を目標として、具体的に中期計画の上で定められたわけで、非常に厳しい減少を迫られたわけです。現実には、研究者と研究をバックアップする企画管理部門の職員の両分野において、3名の削減を実現したわけですが、それによる削減効果というのは、ちょっとそこが非常に難しいと思います。実態を申しますと、非常に苦労しながら、例えば、企画管理部総務課の減員というものは、さらに外注化を図るなどして、一部残業も、従来より増えたりなどして削減が実現されているという

こともありますし。

いずれにしても、3名の定員減というのは、非常な、研究部門も含めて、苦勞の末に実現したということでありまして、したがって、3名減った効果というのは、3名を減らせと言われたから減らしたというか、外的要因によって3名を減らさざるを得なかったというのが率直なところでありまして、その結果、言い得ることは、研究者が減になったにもかかわらず、研究において大きな打撃は受けなかった。それから、事務系職員について言えば、ただいま申し上げましたけれども、他の手段によってその減員によるデメリットを回避したというようなことだろうと思います。

それから、研究者の年齢構成は、今の3名の減員ということは直接の理由ではありませんけれども、多分、さまざまな理由によりまして、この5年間で研究者の平均年齢がまず2歳くらい高まっております。これはいろいろな理由によりますが、その結果、若手層の新陳代謝がちょっと弱まっているかなという問題意識を持っておりまして、現在は、例えば、任期付き研究員が任期が終わっていなくなる、あるいは任期つきではない一般の研究者が転勤をするようなときに、できるだけ若手の研究者を入れることによって、若手層を増やして活性化をしていこう、そのことが研究者の年齢別階層がやや上のほうにシフトしかかっているのを正す道でもあるというふうに、今、考えております。

【黒田委員】 ありがとうございます。これ、非公務員型の独立行政法人であっても、これは国の削減対象にはならないんですか。

【小和田理事長】 先般、2月、3月に次期の、今で言えば今期の、中期目標、中期計画のご議論をいただいた際に、あるいは今日もそういうご説明をいたしましたかと思いますが、人件費の削減という形で義務を課せられております。したがって、人員の削減、ストレートにはなっていませんけれども、基本的に1人の単価が大幅に変わらないとすれば、人件費が削減されるということは人員の削減を意味するわけです。そういう意味で、今中期目標期間の5年間においても、なかなか厳しい職員の管理と言っておかしいですが、数の管理をする必要があろうかなと思います。

【黒田委員】 ということは、一応、予定削減人数分の運営交付金がちょっとずつ減らされていくということですね。その中で若手を育てて、研究レベルを維持しなきゃいけない。

【小和田理事長】 若手が増えると、幸か不幸か、多分、幸なんでしょうけれども、人件費も、1人当たりの単価も下がって、効果も。

【黒田委員】 どうもありがとうございました。

【岩田分科会長】 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

かなり全般にわたって細かくご説明いただきましたが、特にございませんでしょうか。

それでは、ご意見、ご質問はないということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

司会の不手際で、予定の時間は5時10分でございますが、まだ審議をしていただく議題が2つございますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

それでは、議事次第の5番に移りますが、これは審議事項でございます。役員給与規程の一部変更についてということで、これは独立行政法人通則法の第53条に基づいて、役員の報酬等の支給の基準が、社会一般の情勢に適合したものかどうかということ、私どもこの分科会に諮られているということでございますので、ここで審議をしていただくということでございます。

どうぞ事務局のほうからご説明ください。

【森専門官】 それでは、説明させていただきます。資料は3-1から3-3ということとつけておりますけれども、資料3-1の1枚紙の変更のポイントというものと、あと、3-3の新旧対照表を使って説明させていただきたいと思います。

まず、前提としまして、港空研の給与体系というのは国に準拠しているということでございます。なので、国の制度が変更になれば、それに合わせた変更を行うということになります。昨年この時期からの変更としましては、資料3-1の変更のポイントの2の主な変更内容にありますとおり、①②とありまして、平成17年12月1日と平成18年4月1日の2回の変更を行っております。これは、どちらとも、国の制度が変わったということで、あわせて変更を行っているものです。まず、1つ、平成17年12月1日の変更なんですけれども、これは、国のほうで毎年人事院勧告ということで、民間準拠の額にするということで改定しているもの、その改定となっております、これは役員の俸給額を変えているというものでございます。具体的には、資料3-3の新旧対照表を見ていただければと思うんですけれども、これの1ページ目の第4条のところ、右側なんですけれども、旧というところなんですけれども、各役員の方の給与が、見ていただくと、3,000円ほど減額ということの改定になっております。

あと、その次のページの第8条の非常勤役員の方の手当の額も変更になっているというものでございます。

あとは、最後の5ページ目なんですけれども、これは左側のところで、附則とありますけれども、これは平成17年の4月から12月までに既に払われてしまった給与、差額を期末手当で調整するというものでございます。

続きまして、次に、平成18年4月1日の変更なんですけれども、これは、国の給与構造改革の1つとして、これまでより地域の給与水準を反映させるということを目的としまして、俸給月額を一律に大体約5%減額をしています。一方、地域手当というものを導入して、より地域によって差を広げるということを国で行っているというものでございます。例えば、東京23区ですと、俸給に100分の12ということで、12%上乘せをしていたものを、今回は、最終的には18%ということにしたり、例えば、この横須賀ですと、これまで100分の10、それを新しいほうでもそのまま100分の10になっておりますけれども、そういった改正を行っているというものでございます。

そういう改正の結果、18年4月においても、役員の方々の給与、俸給が、それぞれ6.5%ずつぐらい減少しております。さらに、これまで港湾空港技術研究所で特別調整手当と呼んでいたものを、中身は同じなんですけれども、国に合わせた形で、地域手当という名前に変えているというものでございます。

最後のページに、附則ということで、またあるんですけれども、こちらが今回減額になった場合には、その差額と言いますか、いわゆる現給を補償するという意味合いから、差額は支給するというような経過措置を行っているということを、この附則で規定しているものでございます。

変更点は以上です。説明は以上です。

【岩田分科会長】 どうもありがとうございました。

今のご説明につきまして、何か質問、あるいはご意見はございますでしょうか。給与についてはなかなか発言しにくいと思いますが、いかがでしょうか。

特にご発言ございませんでしょうか。

特に発言ございませんので、一応、お認めをしたということにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、最後の議題になるかと思っておりますけれども、議題6、平成17年度財務諸表についてでございます。これは、独立行政法人通則の第38条第3項、それから、港湾空港技術研究所第12条第2項に基づいて、この分科会に諮られたということでございます。

それでは、事務局のほうからご説明いただけますでしょうか。

【森専門官】 それでは、引き続きまして、財務諸表のほうを説明させていただきます。資料は資料4-1と4-2と2種類ありますけれども、4-2の決算の概要というほうを用いて説明させていただきたいと思います。

それでは、1枚めくっていただきまして、まず、貸借対照表の概要でございますけれども、これは16年度末と17年度末を比較させた貸借対照表をつけております。左側が資産の部で、右側が負債及び資本の部になっております。17年度末といたしましては、この資産の部の一番下を見ていただきますと、合計が146億3,991万2,000円となっております。右側の負債及び資本の部も同額となっております。

16年度末と比較しますと、総額はほとんど変わっておりませんが、項目ごとに見ますと、額の増減としましては、概要のところ、上のほうにポイントを文章で書かせていただいておりますけれども、(1)の②で、固定資産を新たに7億8,500万円ほど取得、このうち6億5,000万円が、16年、17年で施設整備補助金で整備いたしました水中作業環境再現水槽ですけれども、この取得により増加したということがある一方で、建物等の除却や減価償却を行った結果、対前年度比98%となっております。

また、この表の中の右側、負債及び資本の部ですけれども、その中の下のほうの資本の部のⅢの利益剰余金の目的積立金ですけれども、16年度末には5,162万円あったものを全額取り崩しております。

また、損益計算書のところでも説明しますが、そのさらに下に当期末処分利益ということで、それが△5,529万2,000円になっておりまして、その結果、利益剰余金が17年度末で5億4,600万が出たということでございます。これについても後ほどご説明いたしますが、今回、第1期中期期間が終了したということで、これらの金額を国庫納付するか、あるいは第2期中期に繰り越すかという処理をいたします。

貸借対照表については以上でございます。

続きまして、次のページでございますが、損益計算書の概要でございます。左が費用の部で右が収益の部でございます。費用の合計としましては、17年度の欄の一番下のところに、費用の部計がありますけれども、これが32億4,755万4,000円という数字が入っております。一方、収益の部のほうは、17年度末で合計31億5,248万6,000円ということで、その差額が費用の部の下にありまして、当期純利益ということで、△9,506万8,000円が出てございます。さらに目的積立金を取り崩しておりますので、その部分が利益として加わってございまして、当期の総利益としましては、損失になります。

れども、5,529万2,000円というふうになっております。

続きまして、次のページですけれども、次のキャッシュフロー計算書ですけれども、一番下の項目、資金期末残高でございますが、16年度末は1億3,919万1,000円だったものが8億5,000万ということで、7億円ほど増加しております。これは主に施設整備にかかる未払い金が増加したために増加したものでございます。

続きまして、次のページの損失の処理に関する書類ですけれども、先ほどの損益計算書のところにありました総損失の額5,529万2,000円というものが入っております。

続きまして、次のページの行政サービス実施コスト計算書ですけれども、これは、独法のコストのうち、実質的に国民の負担になっている金額を計算したものですけれども、17年度は一番下のところで、そのコストが24億9,993万9,000円ということで、16年度より3億円ほど増加しておりますが、個別に見てみますと、主には、上のほうのI業務費用の(1)の損益計算書上の費用のそれぞれの項目の下のところの臨時損失が増えているんですけれども、これは、受託収入を財源として取得した資産のうち、契約期間の終了したものについて委託者へ返還したことによる固定資産の除却損になっております。

続きまして、決算報告書ですけれども、これは国の会計に合わせたような形で報告書をつくったものでございまして、これについては省略させていただきます。

その次のページなんですけれども、利益分析ということで、先ほど、損益計算書のところで、当期の総損失が5,529万と述べましたけれども、その内訳と言いますか、分析を行ったものでございます。損失が出ているというのは、先ほども申しましたが、上のほうですけれども、上が運営費交付金で、その次、受託研究とありますけれども、そのこの項目の下のところに除却というところがありますけれども、これは委託者へ返還したことによる固定資産の除却損、それが大きくなっているというところでございます。

財務諸表としてはここまでなんですけれども、昨年度で第1期中期目標期間が終わったということなんですけれども、基本的には、積立金というのは国庫納付することになっております。その処理について説明させていただきます。それが一番最後のページになります。ここで、積立金、先ほど、利益剰余金という名称で呼んでいましたけれども、それが、このいろいろ四角で囲った中の2列目と言いますか、ちょっと真ん中より上のところに、積立金が5億4,688万ということで計上されております。このうち、実は真ん中の右のところを、第2期への中期期間へ繰り越しを認めていただこうと考えております。認めていただこうと考えているのは、ここにあります3,023万円ということで、すべて固定資産

の未償却残高です。未償却残高はお金として存在しているものではありませんで、いわゆる簿記の世界において残存資産があるということですので、例年の目的積立金の申請のようなものとは異なったものになっているんですけれども、そういった承認を認めていただくと考えております。

これにつきましては、今、財務省や総務省と協議をしているものでございます。積立金5億4,000万のうち、その3,000万を除いた5億1,600万を国庫納付するということを考えてございます。

説明は以上でございます。

【岩田分科会長】 ありがとうございます。

今のご説明につきまして、何かご発言ございますでしょうか。

【北村委員】 先ほどのご説明で、最終期で赤字が出た形になってはいますが、その全部と言いますか、が、固定資産の除却損で、その除却損が出た原因が受託先への返還ということですが、1億6,700というのは結構でかい数字ですね。返還されたのは具体的にはどんなものなんですか。

【内田財務係長】 工具及び備品です。

【北村委員】 それは物理的に動いているわけですか、当研究所内から受託先に移っているという意味合いを含んでいますか。

【内田財務係長】 港空研が受託を受けていて、その期間中に取得した資産を委託者に返還している。その後無償でまた貸与を受けるという手続をとっています。

【北村委員】 もの自体はこちらに残っているわけですね。その返還義務というのは、受託のときの契約には入っている。入っているんだけど、資産計上したわけですか。

【内田財務係長】 そうです。

【北村委員】 はい、わかりました。

【岩田分科会長】 ほかよろしいでしょうか。

私のほうからも特にはないんですが、よろしゅうございますか。

それでは、特にご意見ございませんので、一応、了承したということにさせていただきますと思います。

それでは、一応、議事のほう(1)から(6)まで終えたこととなります。議事次第で、もう一つ、5番のその他がございますが、事務局から何かございますでしょうか。

【丸山課長補佐】 今回の分科会についてですけれども、7月31日の13時から、今

度は国土交通省の3号館の11階特別会議室のほうで開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。詳細につきましては、また改めてご案内をさせていただきます。次回、先ほど来申し上げておりますとおり、評価をしていただくというところがございますので、ご出席を賜りますようによろしくお願ひをいたします。

事務局からは以上でございます。

【岩田分科会長】 どうもありがとうございました。

私の不手際で、5時10分で終わるべきところをかなり伸びまして、大変皆様にご迷惑をおかけしたと思ひます。それでは、時間を超過しましたけれども、これでこの分科会を終えたいと思ひます。ほんとうに長時間、ありがとうございました。事務局にお返ししたいと思ひます。

【丸山課長補佐】 それでは、長時間どうもありがとうございました。議事録等の公表につきましては、冒頭申し上げたとおりでございますけれども、議事録のチェックをまたお願ひすることになろうかと思ひますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

それから、本日の資料につきましては、非常に重いというか多いので、そのまま置いていただければ、後ほど郵送をさせていただきます。

それでは、以上をもちまして第13回の分科会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

— 了 —